

Title	一五九〇年以前に於ける日本フィリッピン間の交通と貿易
Sub Title	
Author	岡本, 良知(Okamoto, Yoshitomo)
Publisher	三田史学会
Publication year	1936
Jtitle	史学 Vol.14, No.4 (1936. 3) ,p.1(539)- 60(598)
JaLC DOI	
Abstract	日本とフィリッピン群島との交通及び貿易を便宜上二期に分つて観察しやう。前期は一五六五年 エスパニヤ人の群島占據の始めより一五九〇年に至る二十五年間であり、後期はそれ以後の三十 年間である。この二期の第一特徴は、前期に於ては全くその航海と通商を日本人が獨占し、後期 に於ては彼我兩方面より船が往來し貿易に従つたことであり、第二には、前期に於ては外交上宗 教上直接の關係が殆んど生やす、後期に於てはこれに反して事變續出して兩國の交渉が複雑錯綜 したることである。本稿の目的とするところはこの前期に於ける兩國の交渉と通商とである。我等 は先づ彼我兩國船の交通を研究し、然る後貿易上の現象を論じやう。
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19360300-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00100104-19360300-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 一五九〇年以前に於ける日本フィリッピン

## 間の交通と貿易

岡 本 良 知

日本とフィリッピン群島との交通及び貿易を便宜上二期に分つて觀察しやう。前期は一五六五年エスパニヤ人の群島占據の始めより一五九〇年に至る二十五年間であり、後期はそれ以後の三十年間である。この二期の第一特徴は、前期に於ては全くその航海と通商を日本人が獨占し、後期に於ては彼我兩方面より船が往來し貿易に従つたことであり、第二には、前期に於ては外交上宗教上直接の關係が殆んど生ぜず、後期に於てはこれに反して事變續出して兩國の交渉が複雑錯綜したることである。本稿の目的とするところはこの前期に於ける兩國の交渉と通商とである。

我等は先づ彼我兩國船の交通を研究し、然る後貿易上の現象を論じやう。

### 一、エスパニヤ人の日本交通

一五九〇年以前に於ける日本フィリッピン間の交通と貿易（岡本）

（三九）

エスバニヤ人が發見航海の當初より日本に對して無關心ではなく、如何にして未知假想の日本をポルトガル人に先んじて發見しやうとしたかを多數の明確な證據を以て論斷せられる<sup>(1)</sup>。この努力はエスバニヤ人の太平洋横斷航海の本據がメキシコにあり、ポルトガル人の印度、マラッカ、支那にあるに較べて距離に於ても航海の難易に於ても甚だしい不便を忍ばねばならぬに拘らず、尙且つポルトガル人の日本發見の頃まで續けられた。乃ちルイ・ローペス・デ・ヴィリャローボスの船隊モルッカ諸島への遠征の間に一五四四・五年の頃にもエスバニヤ人の日本及び周邊の諸國に達した報告が本國に送致せられたのは、<sup>(2)</sup>猶野心を棄てることが出来なかつた徴しと見る事が出来やうか。また一五五二年四月八日付のバードレ・フランシスコ・シャヴィエルのバードレ・シマン・ロドリゲス宛の書翰には、日本にゐたポルトガル人より聞知した消息として、ヌエバ・エスバニヤよりモルッカ諸島に向つて航行するエスバニヤ人が故らに日本に接近して通ること、日本を探索に来るエスバニヤ船は日本東岸の未知の暗礁に坐する懼れがあり幸に日本に上陸しても慄悍な日本人のために掠奪せられて無事には濟まぬからポルトガル國王よりエスバニヤ國王に對し向後エスバニヤ船の日本に近寄らぬやうに勸告することを傳へてもらひたいと述べたのは、一五四〇年代の終り頃に至つてもエスバニヤ人が日本に對して抱いた執着の棄て難かつたことを傳へるのである。併しその後には絶えてその種の見えないのは、ポルトガル人の日本に對する優先發見の事實と通商布教の發展とが確定的になつたのでエスバニヤ人も暫らくそれを認

めて日本に近寄ることを断念した故かも知れない。

然るに、一五六五年に至つて彼等はフィリッピン群島を占據し、そこに確然たるエスパニヤの植民地を形成するに及んで、日本と群島との地理上の近縁は再び彼等に日本に對する多大の留意と執着とを喚起せしめるやうになつた。

一五六五年五月三十一日セブー發のマテオ・デ・サスよりエスパニヤ國王へ宛てた書翰の一節に、「マ  
ルッコ(諸島)の香料に對し、ブルネイ、ルソン、支那沿岸、マラッカ、スマトラ、日本、レキオス、大  
ジャワ、小ジャワ、ミヤオ、バンタン、暹羅等の國々の多大の富源及びそれらの國々との通商のために、  
陛下の將來に希望せらるるところを成就し能ふるには、(當群島は)當地方の孰れにあるよりも良き門口  
なり。これ(當群島)を支持するに能ふる限りの勞苦と缺乏とを嘗むる心掛けを有せんには、陛下の偉  
大なる諸王國・主權を擴大するの門口となるべきを覺ゆるなり。」とある消息は、エスパニヤ人が僅かに  
セブーに上陸して未だフィリッピン群島に對する根據も定まらぬとき、既に日本をも含めたポルトガル  
人の占據通商するアジャの諸地方へ眼光を向け將來に全群島を基として勢力の擴張を計る抱負を告げる  
ものである。またエスパニヤ人のフィリッピン占領を妨害して兩者の間に争鬭のあつた當時のポルトガ  
ル人の報告がポルトガル本國に達したときリスボア駐在のエスパニヤの大使ファン・デ・ボルハはその  
情勢を次の如く一五七〇年八月五日付の書翰を以てエスパニヤ國王に傳へた。「印度及びポルトガルに

於てはカスチリヤ人のヌエバ・エスパニヤよりかの（フィリッピン）群島に赴くに甚だ關心す。その理由の一は、かの（群島への）航路の發見認知せられしこと、二は藥品香料の交易に對してかの群島の最良の地點にあることなり。蓋し、群島の近くに丁香・肉荳蔻・荳蔻花を産するのみならず、多量の肉桂も舶載し得べければなり。その上、かの群島より支那への航路は甚だ短かくして安全なり。日本へも同様なればなり。日本はその國土寒き故に住民の性甚だ好戰的なれども、銀に富み且つ物資豊饒なり。」とポルトガルの情況を報じ、それにも拘らずフィリッピン群島よりポルトガル人を驅逐しなければならぬこと、印度のポルトガル當局はマラバル及びアシン人との戦争を續けてゐるからフィリッピンへ兵を送る餘裕がないことを述べた。これ亦エスパニヤ當局者のフィリッピンを中心として四方の諸國へポルトガル人を排して發展すべき政策を暗示しエスパニヤ國王の發奮を希望した消息である。またフィリッピンよりヌエバ・エスパニヤへ歸つたバードレ・エレラの一五七〇年一月十六日メキシコ發國王宛の書翰には、「（フィリッピン群島に於ては）土人の改宗に關して今日陛下の御意志を知るまで事實上行はれざりき。その故はスプーの附近には極めて大なる且つ富裕なる國々即ち支那・レキオス・ジャヴォス・日本人（の國）あり。孰れも陛下の領有地なれば、我等にそれらの國々へ行きてこの（フィリッピン）群島を放棄すべしと命せられし如くに了解せし故なり。」といつて、全く支那・日本等をエスパニヤの勢力圏内にある如き考へを有た者もある。併し、それは國際間に先據特權を認める當時の事實に即せぬ利己

的な考へ方である。當時フィリッピンにあつた初代の總督ミゲル・ロベス・デ・レガスピの如きは、その點に於て比較的着實穩健な政策を採つた。その一五七二年の國王宛の書翰には、「若し陛下にして、當領土の將來により大をなし重要なる事どもを要求せらるるならば、當地（マニラ）に植民し且つ（陛下の）船を寄港せしめらるるの必要あり。蓋し、當領土は（世界の）大區域のうちに位置し、また日本人、支那、ジャワ、ボルネイ、マルッコ、ヌエバ・ギネヤへの通商の殆んど中心にあるを以て、それらの孰れの國へも短時日にして航海し能ふるが故なり。」といつて専ら周圍の諸國を凝視注目し、將來に期待するところあるべきを陳述したのみである。

以上に擧げた諸文書よりこのフィリッピン占據直後のエスパニヤ人の日本を含めたアジヤ諸國に對する態度を要説すれば、それらの諸國の孰れに對しても甚だ距離近くして航海に便利であるから、フィリッピンよりは近い將來に政治的通商的或ひは宗教的發展擴張を行ふの期待と、或ひは機會さへあればそれを實行しやうとする程の焦慮とを抱いてゐたと見られる。彼等はエスパニヤ政府當局者のそれに對する決斷を希望し且つは刺戟しやうとしたやうである。而して、フィリッピン植民當初より以後日本及び支那と如何に交通し交易すべきかを考究し或ひは企圖した人もあつたことが否まれぬ。例へば一五六八年六月二十四日セブー發アンドレス・デ・ミランダオラが國王へ呈した書翰に、「支那及び日本の沿岸に於て如何に（我等が）行動し交易すべきか。そは蓋し現今世にある最も富裕にして且つ最大の利益を

享ち得べきものなればなり。」と報じたところはそれに對する近い將來の何等かの實行力を暗示するものである。恐らくその前年七月二十三日の總督レガスピの國王宛書翰に、ガレラ六艘の建造を提案し、それを以て群島及び附近の沿岸を護り更に進んで「支那の沿岸に航海し大陸と交易することも能ふべし。」と述べた計畫に反應するものであらう。また自一五七三年六月至七四年六月フィリッピン群島報告といふ筆者不明の一記録の末には、總督がレキオス人日本人の諸島及び支那大陸と接續し甚だ産物多いカウチンの島を發見するために人を遣はさうと考へたといふことも傳へられてゐる。

以上の如く數度フィリッピンより日本・支那へ船を送らうとし、或ひは交易しやうと企てて而かも遂に實行しなかつたのは何故であらうか。我等はここに明かな證據となすべき記録を有せぬが、バードレ・パステルスの説く如く、群島の住民を鎮定するに暫らく心を向け、且つ金・眞珠等の物産を勞せずして採收しそれを國外に賣つて利益を得たので、物質生活の安逸を期待しここに永存の基礎を築かうとしたからである<sup>9)</sup>と見やう。また一方より考へれば、エスパニヤ國王並びにその政府が努めてポルトガル政府及びポルトガル人と衝突することを避け、従つてフィリッピンのエスパニヤ人に對しポルトガル人の勢力範圍とする國々への進展に同意を與へなかつたことにも原因するのであらう。最初の總督レガスピがフィリッピンに向つてヌエバ・エスパニヤを出發するに前だつて、一五六四年九月一日付で在メキシコ<sup>10)</sup>の王立法院が副王に代つて彼に與へた訓令に、「表示せらるる航海により卿等は日本諸島に到着するを得

べし。地球上に於ける對合に従へば、日本諸島の部分は（エスパニヤ國王）陛下の域外の關與に屬す。そこへはポルトガル人通商に來るとの通報あり。卿等は避け得べくんばポルトガル人と出會せざるやう警戒すべし。若し止むを得ずして彼等と遭遇せば、彼等を信せずして而かも平和と親愛とを以て對する外必ず彼等と争ふことを避くべし。ポルトガル人の在る國の土人に對しても同様なるべし。」と嚴戒するところに由つて、假令エスパニヤ人が地理上エスパニヤ、ポルトガル兩國勢力範圍の認定に對しフィリッピン及びモルッカ諸島と日本との位置に於ける錯誤を默過しなかつたとしても、事實上のポルトガル人の勢力の及ぶ日本への上陸を禁じてゐるのは、我等の推察の誤り少ないことを知るに足る一證といへやう。我等はこれより後二十年間のフィリッピンのエスパニヤ人の記録に、支那に渡り或ひはそれを征服し交易しやうといふ多くの計畫を見るけれども、絶えて日本へ向けられた何等かの意圖を知ることがない。これは、その間に日本に對する希望を彼等が放棄したのではなくして、それを暫らく抑制してゐたものと考へられる。パスケ・スミス氏は、一五六九年フライ・マルセロ・アンサルドがマニラより日本に渡るための船の建造を提案した一陳述書を引用し、且つマドリーの國立圖書館に現存する地圖を以て日本を訪ねた同フライの作るところであると述べた。我等はそれに關し確かな智識を有してゐないが今日まで他にその事實の論せられたものがないところより見れば、或ひは同フライの日本渡來を疑ふべきものかとも思ふ。兎に角この二十年間に於て唯一度フィリッピンのエスパニヤ當局者が日本への交通



を企圖して而かも敢行しなかつた事實が知られる。それは一五八五年大村領長崎の住民の一船がマニラに來たときそれを大いに好遇して歸したことを、そのときの總督ドン・サンチャゴ・デ・ベーラが一五八六年六月二十六日付で國王に報じた書翰に、「予はこの（日本）人と流血を見ずして平和の交りをなさんとする希望を有するを以て、陛下への歸服と奉公の方に彼等の心を誘はんとて、贈物し親愛と技巧とを以て能ふる限りを悉したり。而して予は陛下の御名に於てこれらの日本人と共に船を送りてその王へ贈物し、ドン・バルトロメー（大村純忠）並にかの諸島の基督教徒たる諸王との友誼と盟約とを商議し、且つはかくの如くして近隣にありて當諸島よりの航海も長からざる故に通商を開始せんため耶蘇會のバードレ二人を遣はさんと決意するところありしもそれを敢て行はざりき。そは蓋し、ボル他の原因の故トガル人彼等の日本通商を我等に依りて妨害せられざることを怖るるの故なり。（中略）以上の理由並に、印度副王はカスチリヤ人と日本人との交通、媽港、マラッカ、マルッコへの日本人の通商を嚴罰を以て禁ずるを命令せり。またそれに就きては、耶蘇會のバードレ等その（日本の）地にあること多年にしてその布教方法を以て改宗上多大の成果を收めてあり。然らば同じき教派の者と雖もカスチリヤ人の宣教師の何人もその（日本）地に赴くべきを許容せざりしことを考ふべし。」と見えるところに依つてその間の情況が知られる。

併し、その間にフィリッピンより日本へ渡來した船がなかつたといふのではない。我等の知る最初の

渡來船は一五八四年に於けるカピタン・ヴィセンテ・ランデーロのジャンクである。この船は一五八三年に媽港で造られ日本に来る前の一年間はフィリッピンよりモルッカ諸島に渡つてエスパニヤ人のために働いたけれども、兎に角媽港の住人たるバルトロメウ・ワス・ランデーロといふポルトガル人の所有であり、且つこの船はこの年マニラより媽港に向つたが天候と風とに強制せられて平戸に入つたのである。このジャンクにはアウグスチン派の宣教師二人フランシスコ派の宣教師二人が乗つてゐたので、ここに初めてフィリッピンのエスパニヤ人と日本人との直接の交渉が生ずることになり、松浦鎮信とこの宣教師との間に親睦が重ねられ、そのために日本よりフィリッピンへ赴く船が暫らく平和な通商をなした一の原因となつた。このジャンクはその年に媽港へ向つて去つた。<sup>(15)</sup>

次に一五八七年に至つて初めてエスパニヤ船が天草サシノツ港に来たことが知られる。一五八八年六月十七日マニラ發パードレ・フランチェスコ・アルメリチの書翰に依れば、それはヌエバ・エスパニヤに向ふマニラの船であつた。<sup>(16)</sup> 日本にゐたパードレ・ルイス・フロイスの著書には、同年サンチャゴの日(七月二十五日)四十人のエスパニヤ人を載せて支那よりルソンに赴く船が天草サシノツに入りその船員が肥後の領主(佐々成政)を訪ねて大いに好遇を受けたと傳へられてゐる。<sup>(17)</sup> パードレ・アルメリチの報告とはその記す出發地目的地が異なるけれども恐らくは同一船を指すのであらうと思はれるから、兎に角この最初の日本渡來エスパニヤ船も亦天候と風とのために餘儀なく日本へ避難したものであることが知

られる。<sup>(18)</sup>一五八九年にも薩摩に着いたフイリッピンの<sup>(19)</sup>一船があるが、これ亦ヌエバ・エスバニヤへ向ふ途中風難を避けるために入港したものであらう。

- 一 拙著十六世紀日歐交通史の研究第一編第一章参照。
- 二 フロ・キ・ホンの支那日本見聞 (Navarrete, *coleccion de los viages*. IV, pp. 199-202.)
- 三 Cros, *Saint François Xavier*. II, pp. 236, 237.
- 四 Arch. de Indias, 67-6-34; *Pastels, Historia General de Filipinas*. I. p. 282.
- 五 A. de I., 1-2-1/13, r. 8; *Pastels, II*, p. 288 所引。
- 六 A. de I., 1-1-2/24; *Pastels, II*, p. 295.
- 七 A. de I., 1-1-2/24; *Pastels, I*, p. 298.
- 八 A. de I., 1-1-2/2; *Pastels, I*, p. 294.
- 九 A. de I., 67-6-6; *Pastels, I*, loc. cit.
- 十 A. de I., 1-1-2/24, r. 28-67-6-6; *Pastels, II*, p. 20 所引。
- 十一 *Pastels, II*, p. 298.
- 十二 *Ibidem*. p. 260.
- 十三 Paske-Smith, *The Japanese Trade and Residence in the Philippine*. (T. A. S. J. XIII, 2, p. 619)
- 十四 A. de I., 67-6-18; *Pastels, II*, p. 199.

十五 このジャンクの渡来及び四宣教師の消息に就ては、拙著十六世紀日歐交通史の研究第二編第四章一五八四年の項及び村上博士の貿易史上の平戸に詳しく述べられてゐる。

十六、Favila, Le Isole Philippine. p. 93.

十七、Frois, Apparatos. I, f. 527.

十八、この船に就ても詳しくは拙著十六世紀日歐交通史の研究に説いた。

十九、Bib. da Ajuda. 49-IV-49, f. 4.

## 二、日本人のフィリッピン交通

嘉靖の大倭寇終熄以後の十六世紀後半に於ては日本人は殆んど海外に出でなかつた。これを例へば最も主要な支那との貿易に於て媽港より航來するポルトガル船に依頼して日本人は殆んど直接にはこれに與らなかつた如きである。それ以外の諸國とは、朝鮮を例外として、當時殆んど全く交通がなかつたといつて差支へがない。然るにフィリッピン群島へのみこの間屢々遠航したのは特殊の事實といはねばならぬ。ここにはその然る所以を的確に知り難い。唯我等の推知し能ふるのは、このフィリッピン遠航がこの時代に急に生じたものではなく、少くともその半世紀以前に既に行はれてゐたやうに見ること、従つてそれは倭寇の渡航とときを同じふするものであらうと思ふこと、更に積極的にいへばフィリッピンへ渡つた日本船が決して温順な商人の特色のみを備へてゐなかつたところより推して恐らく倭寇そのものの餘勢であらうと見做されることである。

一五二一年フェルナンド・マガリヤンエスの世界最初の週航船がフィリッピン群島に達したとき、そ

の第二の島の土人より以前にレッキー人・グオーロ人若しくは支那人らしい人が來たことを聞いたとそ  
のときの船員の一人の日記(1)に見える。そのレッキー人を假りに琉球人に充てるならばグオーロ人は果し  
て何國人であるかとの疑ひが抱かれる。マラッカに於てポルトガル人が一五一一年以前に航通したゴ  
ル人のことを聞いた記録(2)がある。我等はそれを主として琉球人にして且つ日本人をも含むものであらう  
かと推測したが、ここにフィリッピン群島に於てエスパニヤ船隊の聞知したグオーロ人をもそれと同様  
に解すべきであらう。レッキー人と並記した點より考へて恐らくは日本を含む程度がマラッカのゴール  
人よりも幾分多いものと見たい。若しこの推定にして是認せられるならば、フィリッピン群島へはエス  
パニヤ人の發見以前に早くも日本人が航通したかも知れぬといへる。それ以後五十年間エスパニヤ人は  
日本人のことを傳へてゐない。それ故にその間に日本人がフィリッピン群島へ航通したかどうかはその  
記録がないので全く知られない。若し前記の如くエスパニヤ人發見以前の日本人の渡航が可能であると  
考へられるなら同様にその後もときどき航通したと推測出來ぬことがない。またエスパニヤ人が一五六  
五年初めてフィリッピン群島に占據し植民地を經營して以來の諸報告に徴すれば、これまたその以前の  
日本人のフィリッピン交通の可能なる所以を肯かしめるのである。

フィリッピン群島占據當初のエスパニヤ人の報告は日本人に就て次の如く傳へる。最初のカピタン・  
ヘネラルにして總督たるミゲル・ローペス・デ・レガスピは一五六七年六月二十三日セブー發のエスバ

ニヤ國王フェリツペ二世宛の書翰に、「我等の在るところより北方、或ひは當地より程遠からぬ北西の方に大なる諸島あり。ルソン及びビンドロと稱ばる。そこへは毎年支那人日本人通商に來る。而してその齋らす物は、生絲・絹織物・絹衣・陶磁器・香料・錫・染色木綿織物その他の雜貨なり。彼等に與ふる交易品は金と蠟なり。この二島の住民は回教徒にして、支那人・日本人の齋らす物を購ひてそれを全諸島に販賣す。我等（エスパニヤ人）は人數寡なくして多くの場處に分るる能はざれば、その方に赴くことをなし難しと雖も、彼等（二島の土人）のうちには當地に來るものあり。」と見える消息は大いに重要視せらるべきものである。ルソン島及びビンドロ島へ支那人日本人が交易に來たことをエスパニヤ人の知つたのはその土人より聞き傳へたのである。乃ちエスパニヤのフィリッピン占據に關係なくこの兩國人がフィリッピン北部で通商を行ふ慣習を有してゐたといふやうに思はれる。このことはエスパニヤ人占據以前に屢々フィリッピンへ交通したことを容易に推定せしめるものであらう。而して、この二國人の齋らす物資は悉く支那の物産にして日本の物産ではないが、併し、フィリッピンより積み出す金と蠟の一部を或ひは日本船が搬出したかも知れぬ。兎に角、このレガスピの記す輸出入物資の名より推察すれば、日本よりフィリッピンへ船載せられた物資は、エスパニヤ人の注目に價しかなつたか或ひは少量であつたのであらう。一五七二年八月十一日付でヌエバ・エスパニヤの副王に宛てたレガスピの一書翰に、「予が當（マニラ）河に到着せしとき、當地に約四十人の支那人を見出したり。彼等は妻子と共に當

地に住して、彼等の國に於て彼等の従ひし一定の職業を營むものなり。彼等は(一旦)日本人(の國)へ遁れ行き、それより當地へ來りしものにしてその祖國へ決して戻らんとはせざるなり。」といふ一節も亦、エスパニヤ人占據以前に日本船のフィリッピン交通を想像せしめるものではなからうか。これらのマニラ定住の支那人が、日本より支那船に乗つてフィリッピンへ來たといふよりも、日本船を利用したと見る方が可能性が多いと思ふからである。この一五七二年の同じレガスピよりエスパニヤ國王へ宛てた他の一書翰に、「當地は大なる地域中にあり、且つ日本人、支那人、ジャワ、ボルネイ、マルッコ、ヌエバ・エスパニヤの殆んど孰れもよりの通商のうち<sup>6)</sup>にあり。」と指摘した諸國人の名が若しレガスピの統治中にフィリッピンへ交易に赴いた民族の名である<sup>7)</sup>と見做すならば、日本人はエスパニヤ人占據以前より引き續いてフィリッピンへ航通したことを暗示するものといへる。それは、またカピタン・ファン・パチエコ・マルドナルドの同じ一五七二年作製と見られる一覺書に「當ルソン島より日本人の國へは略々三百レグア距たる。日本は富裕なる國にして多量の銀出づ。毎年當島へその物資を積みて日本人の船來る」と傳へた事實に由つてこれ亦肯定すべきであらう。併し、エスパニヤ國王よりフィリッピンへ遣はされた最初の使者たるガブリエル・デ・リバラの報告には、「日本人は甚だ勇敢なる人にして頗る良き武器を有し大いに活氣あり。ルソン島と通商するの慣はしなり。銀を賣らんとして來る。それを以て金・蘇木・綿・米と交易す。我等(エスパニヤ人)のそこ(ルソン島)に到りて以來(通商に)來らず。そ

の原因を我等は知らず。蓋し何等の損害をも彼等に加へたることあらざればなり。」と見えるから、日本人がエスパニヤ人占據後も航通したとしても極めて短かい間であつて、その後は久しく行かなかつたものと知られる。従つて、日本人の渡航がこれより後十年間のエスパニヤ人の記録に現はれない。併し、その間一五七四年には有名な支那の海盜リマホンのフィリッピン侵害があつた。この事件には日本人も無關係ではない。そのシオエと稱する副將が日本人であるとせられてゐるから日支合作の大海盜とも見られる。ここには併し、リマホン事件に就ては、當時のエスパニヤ人當局者の諸報告にもメンドーサの支那志にも豊富な資料が見出されるけれども、世に周知であるから多く説かない。

一五八二年に至つてここにフィリッピンのエスパニヤ人が日本人航通に特別の留意を拂はねばならなかつた。同年六月十六日マニラ發のフィリッピン總督ゴンサーロ・ロンキリーヨ・デ・ペニャローサの一書翰には、「一五八一年當地より四百レグア距たる日本諸島の海賊の船數艘來りて當地土人に若干の損害を與へたり。本年には當諸島に來らんとて(日本人の)船十艘準備をなすとの報知ありしかば、そのために通例彼等の來るに通過する慣はしなる途に六艘の一船隊を送りたり。六艘中船一艘ナウガレラ一艘は充分に砲備せられしものなり。この事件の成り行きを予は(後に)報すべし。」といふ一節がある。エスパニヤ當局者を異常に刺戟したのは、蓋し、日本人の通商に對してではなくしてその掠奪行爲に對してである。然らば、この日本人の掠奪がこの一五八一年に俄かに行はれたか、換言すれば、一五七二年まで



の報告に上つたフィリッピン渡航の日本人と種類を異にし、この前者は溫和な日本商人であり後者は危険な日本海盜として現はれたかとの疑ひが生ずる。我等はこれに對し、兩者共に同一の種類に屬する日本人であらうと見做す。乃ち、フィリッピンの北部へ渡航した日本人が、その意の如くに交易し能ふれば溫和な商人として歸帆し、然らざれば海盜に變じて掠奪を吝まにしたのであらう。これをいひ換へれば支那沿岸を侵した倭寇と類似する半商半賊の徒であつたと見やう。それ故に、若し通商上の不満が最も頂上に達して渡來の船と人數とが多いときに爆發すれば何時でも第二のリマホン事件にならないとはいへないものであらう。然らば一五七二年以前の渡航日本人に就てエスパニヤ人當局者の報告に唯簡単な通商の事實が傳へられるのは、主としてフィリッピン占據後日猶淺いエスパニヤ人の關心が多く未だフィリッピン群島北部に達せずまた日本人と深く接觸しなかつたからその委細を報ずることが出来なかつたか、または當時日本人の交易が順調に行はれたので平和の商客として暫らくその銳鋒を露さなかつたのであらう。これを日本人側に就てこの當時の推勢を更に一步深く考へるに、彼等は恐らくこの一五八〇年前後まではエスパニヤ人のフィリッピン占據を認めず従つてエスパニヤ人の領有を肯定しなかつたであらうから、舊來の如くフィリッピン土人との交易を行はうとして渡航したが、ここに更めてエスパニヤ人の勢力を認知して心中徐々に何等かの變化が生じ來つた故かも知れない。この一五八二年の日本船の劫掠に就て、前記の總督ペニャローサは同年七月一日付國王宛の書翰に尙次の如く報じた。一船

の開帆せんとしてありしとき、予がカガヤンへ植民地設定のために送りたる船隊より予の許に、本年来航の豫報を得たる日本海賊に對する懲罰とその抵抗とに關する報告來れり。(乃ち)かくの如く予の派遣せし船隊カガヤン附近にて敵の船二艘と邂逅せり。一艘は日本人の他の一艘は支那人の船なり。この二艘と對抗して激戦を交へたる後これを降服せしめ二百人の日本人を殺せしが、そのうちにその船隊長とその息子も數へらる。我が方に於ては僅かに三人の兵を失ひたるのみ。予が船隊の司令として遣はせしファン・バプロ・デ・カリオンは、(それより)航程を進め植民地設定のために赴きし(目的の)カガヤン河に入りたり。然るに、入港に際して、前に彼の降服せしめし日本船隊に屬する他の六艘の船多數の兵を載せてそこに戰陣を堅めたるを發見せり。而して、烈しき嵐の故を以て彼等の司令船沖掛りしてありしために兵力寡かりしかば我が方を攻撃せざりき。かくして、専ら河に入らんことを努め、事實に於て六レグアの奥に到りて敵のため堡砦の造られありし處に據を定むるを得たり。予は昨日この報知を得たり。能ふる限り迅速に兵・船・糧食の必需品の救援送附を抄らせつつあり<sup>10</sup>。この報告に至つて一五八二年の日本船といふものの正體がいよいよ明かになつた。乃ち、その船數に於て人數に於てまた武装に於て貿易のみを目的とするには餘りに優れてゐるといはねばならぬ。而かも、その船隊の人員は日本人のみを以て構成せられてはゐなくして、多數の支那人を交へることも明かに知られる。

一五八六年四月二十日にフィリッピンのエスパニヤ人當局者宗教家の一會合が開かれ、政治上の討議

をしたとき耶蘇會のバードレ・アロンソ・サンチエスは、フィリッピン防禦のためには小艦隊を有する必要があること、それを俟つて初めて日本人・ジャワ人・支那人等との通商を安全になし得ること、信頼し能ふる何人かが本國に赴いて國王に直接にそれらの事情を具申すべきことを開陳したのは、フィリッピンへ渡航する半商半賊の船を充分に取締らねば平穩に外國貿易を行ひ且つ國內の安寧を保持することが出来ぬことを痛切に感ずるところがあつたからであらう。少なくともエスパニヤ人はフィリッピン占據以來のこの二十年間にこれらの海賊のため少なからぬ苦い經驗を嘗めた。最大の苦難はリマホン事件である。前の一五八二年の日本船とのカガヤンに於ける對抗のときにも、アントニア・デ・モルガに従へば、「この同じき(ロンキーリョの)政府は支那に面するルソン島のカガヤン州を、カピタン・ファン・バプロ・デ・カリオンに依りて初めて鎮靜し、そこにエスパニヤ人の植民地を樹て、これにヌエバ・セゴビヤと命名し、以て先占し堡砦を築きたりし日本海賊を驅逐するに」<sup>(12)</sup>至つたのであるが、その間少なからぬ困難が生じ、當時の司教フライ・ドミンゴ・デ・サラサールの國王宛書翰に據れば、總督の甥ドン・ファン・ロンキーリョが百人以上の兵を率ゐて救援に赴いたが効果を擧げることが出来なかつたのも<sup>(13)</sup>彼等にとつて大きな苦痛の一であつた。而してこのフィリッピンの事情を國王に具申するの任に、この意見の表白者たるバードレ・サンチエス自身の當るところとなつたから、その結果その後のフィリッピンの對外通商に國王の方策が明かに指示せられるに至るのである。

この後、一五八〇年代に於ける日本人のフィリッピン通商は尙引き續いて、平穩な交易もまた屢々行はれた。一五八八年六月二十五日付の司教フライ・ドミンゴ・デ・サラサールの國王宛土人教化に關する一報告書は外國人の交易に就ても關説したが、その一節に次の如き報告がある。「二年以前よりまた日本・媽港その他の地方よりの私人の船物資を積みて交易に来る。それを以て、(當地の)人々それらの諸島との通商にも、また同時に前記の諸國人の多數の異教徒を改宗せしむるにも心を向くるところあり。」<sup>15)</sup>同様の消息はバードレ・ペドロ・チリノ未刊の一著書にも次の如く記述せられる。「また我等の教會に對し日本人等も依持をなしたり。彼等(日本人)はその隣國の支那人の行ふところを羨望しカスチリヤ人のレアル貨幣を得るの餌に惹かれて、急に(當諸島)へ來り始めたり。而して、彼等は我がバードレ等の庇護を受くるに至りたれば、當地に於て彼等に類似せし我等を見出して我等に身を寄せしなり。それより以後今日に及ぶまで彼等(日本人)は當地の人々に宛てし書狀を携行せずしてその國を出ず。こは蓋し然る如き書狀を要する者のため同一の形式にて作られしものにして、(當地に来るには)それを携來すべきを餘儀なからしめたり。書狀携來の有無に關せず、當地に於て我等は常に彼等に頼まるところありき。それを以て人々は良き基督教徒の模範と稱せらる程に達せり。」<sup>16)</sup>バードレ・チリノは引き續きこれらの日本人に關し、フィリッピンの耶蘇會が治御の責を取ることを拒んだのでフランシスコ跣足派のバードレ等がこれに當り、マニラ城壁外に日本人のための特別の教會を造つたことを傳へた。これ

らの記載に従へば、一五八六年頃より急に日本の商人がフィリッピンへ交易に赴いたといふこととなる。若し果してこれを眞實とすれば、その以前に航通した日本人をエスパニヤ人は通商の目的を有したものと信じなかつたと解せねばならぬ。恐らくエスパニヤ人の考へでは、一五八三年六月十八日附で國王に呈した當時の司教ベニト・デ・メンディオラの書翰に、「當地に於てはエスパニヤ人は日本人及び支那人と戦争す<sup>(16)</sup>」と報じた如く以前の日本人を海賊として排撃すべきものと見做し、バードレ・チリノの傳へる如くフィリッピンの基督教會に出入して頗る溫和な風を示した日本人を正しい商人と見做したのであらう。事實に於ては兩者の區別が確かにせられるかどうかは疑ふべきものであらうが、エスパニヤ人の渡航日本人に對する保證狀携帯の政策と宗教者の溫和な接遇とが一時的に日本人をして溫和ならしめた一原因をなすとも思はれる。併し更に他面よりこれを見れば、一五八四年にフィリッピンよりアウグスチン派とフランシスコ派との四人のバードレが平戸に赴き、それを機縁として間もなく松浦氏とフィリッピン當局者との間に交通があつたことも間接の影響を加へなかつたとはいへないであらう。この平戸へ行つたフィリッピン宣教師の首領ともいふべきアウグスチン派のフライ・フランシスコ・マンリツケの一五八八年三月一日付媽港發國王宛書翰に、「予の前に述べたる如く平戸王は陛下の臣となり、陛下の親書を得んことを待ちてあり。予は陛下の御仁慈に於て彼に何物かを送られんことを希ふ<sup>(17)</sup>。」といふ程に松浦氏と親睦を結んだ後であるから、一部の日本人のエスパニヤに對する感情が甚だ親しみ多いも

のとなつたことも推察せられやう。

○一五八六年六月二十六日付國王宛の總督ドン・サンチャゴ・デ・ペーラの書翰には、松浦氏の送つた書翰と贈品に就て好意ある報告をなしたのみならず、また「その後當市へ（日本の）基督教徒たるドン・バルトロメー（大村純忠）の家臣にしてポルトガル人の交易する主要なる港長崎の住民たる基督教徒日本人十一人來り、日本に在る耶蘇會のプロヴィンシャル及び諸教師の書翰を携帶せり。それらの書翰には（日本の）基督教諸王のために若干の援助を送らんことを求めたり。彼等は（當群島へ）溫和に航來せし最初の日本人なり。彼等はサン・フランシスコ派の諸教師にもドクトリーナのためまたかの國の人々の改宗のために援助あらんことを請ひたり。予は彼等を大いに歡待し、彼等の不足せし物必需なる物を與へたり。その故は蓋し、彼等がその船にその物資・小麥・穀粉・牛・馬を積み來りしも、天候悪しきために漂流し且つその船失はれて物資に缺乏すること甚しき様にて到着したりければなり。彼等は（當地にて）その欲する物を充分に給與せられ好遇せられ媽港經由にてその故國に送られたり。予はこの（日本の）人々と流血を見ずして平和の交りをなさんとする希望を有するを以て、陛下への歸服と奉公の方に彼等の心を誘はんとして贈物し、親愛と技巧とを以て予の能ふる限りを悉したり。而して予は陛下の御名に於て、これらの日本人と伴ひて（日本へ）船を送りてその王に贈物しドン・バルトロメー並にかの諸島の基督教徒たる諸王と友誼・聯盟を商議し、且つかくの如くして（當諸島の）近隣にありて航海

(日數)も多からざるが故に(日本と)通商を開始せんため耶蘇會のバードレ二人を遣はさんと決意するところありしもこれを敢て行はざりき。」と述べて、大村領長崎の住民の交易に渡航したこととこれに對するエスバニヤ人當局者の接待とを更に大きな好意を以て傳へた。恐らくそのやうにフィリップンの當局者より好遇を受けたのはこの一行を以て嚆矢とすべきであらう。而してそのいふところではこの長崎人を以てフィリップンへ來た溫和な最初の日本人とせられるから、兎に角一五八六年以後暫くの間は日本人のフィリップン沿岸に對する却掠が罷んだと見られる證據を供するものといへやう。事實に於てその後に渡航した日本人及び日本船は少なからぬ親睦の情を抱いた徵證がある。例へば前引のバードレ・チリノの著書に、「一五八七年日本人の一人にしてミヤコの生れなるカブリエルと稱する者かの國より當地に來りしとき、途中に於て同行者八人を改宗せしめたり。そは到着したる後直に我が教會に於て甚だ壯嚴に洗禮を受け、司教は彼等に堅信禮のサクラメントを與へたり。」<sup>(20)</sup>といふ事實があり、また同年に平戸より親交を表する使船の來着があつた如きである。この松浦氏の使節とそのマニラに於けるエスバニヤ當局者との交誼の次第は、一五八七年六月二十日付で國王に呈した總督の書翰に傳へられてゐるが、既にその要旨を村上博士が紹介せられたからここには述べない。<sup>(21)</sup>

バードレ・アロンソ・サンチェスがエスバニヤ本國に赴いて國王に呈出した一陳述書に、「若しかの(日本の)基督教徒にして異教徒より壓迫を被ることあらば、我がフィリップンを外にしてそれを援助すべ

きものあらず。そは今より二年前彼等（日本人）が兵と砲と糧食とを完備せしフラガタ四艘を我等に大いに請ひ來りしことありたるが如し。若し我が（フィリッピン）諸島に彼等の請ひたるところを援助し日本の基督教諸王と同盟するの力を有せしならば」云々といふところは、長崎船がフィリッピンで何等かの要請と宣傳とをなしたところに觸れてゐるのであらうが、一面よりはこれを以てフィリッピンのエスパニヤ人の著大な關心の發露と見なければならぬ。

この一五八七年六月二十六日付で總督ベーラよりヌエバ・エスパニヤの副王に呈した書翰に、前年日本よりこの諸島へ一船小麥・穀粉・馬等を載せ來つたのでこれを大いに好遇し必需品を供したから一旦は感謝して日本に歸り當年再び渡來を決してそれを實行したこと、またこの一五八七年支那船三十艘ポルトガル船二艘日本の大船一艘牛・馬・食糧品を積み來つて好遇せられたことを傳へるのは、前記の長崎船と平戸船に係る報告であるから、その二年間には各一艘の日本船の渡航があつたことが知られる。これより後には彼我の親睦を喜んで日本船のフィリッピン渡航と通商とが次第に頻繁になつたことを推定するに困難でない。アントニオ・デ・モルガの著書に、「ゴームス・ペーレス爲政の時代に、日本人とフィリッピンのエスパニヤ人との間に存せし通商と平和の關係紊れたり。その當時までの數年間は、長崎よりマニラへ穀粉その他の物資を載みて日本船來り、充分歓迎せられ（交易）順調に行はれたりしが、」云云と見えるところはそれを語るのである。このモルガの文にはこの間毎年幾艘の日本船が行つたかを



傳へてゐないが、推察するに一・二艘を出でなかつたやうである。これをその以前に於て年を隔ててと  
きどき數艘連り行つたと思はれること、またこの世紀末に及んで再び毎年フィリッピンに達するもの數  
艘に及んだことに比すれば、彼我貿易の順調時代といつても必ずしも好況時代とのみはいへぬかも知れ  
ない。

さて平和なこの數年を経てここに日本との多端な交渉に當らねばならぬ運命を荷つた總督ゴームス・  
ペーレス・ダスマリーニャスは、その任命に際し國王よりフィリッピン統治に關する諸般の指示訓令を  
受けたくうちに、日本人渡航に對する次の如き周到な方策を豫め與へられた。乃ち指示の、「第四十條、敵  
に圍繞せらるる(フィリッピン)群島保全のために必要なる監視と留意とを怠るべからず。殊に警戒すべ  
きは第一に今日猶殆んど安定せず信仰の堅固ならざる土人に對し、第二に通例その領内に住み商業を營  
みて往復する支那人に、第三に通例群島に來る日本人に、第四に次第に厚顔横柄になりゆくマルツコ人、  
ボルネイ人に、第五に最も肝要なるはその沿岸に出入すべき新教徒の海盜イギリス人に、(下略)<sup>(25)</sup>と見  
えるのは日本人を周圍の諸民族と並べて警戒すべきを命じた如くに見えるが、次の「(第四十一條)沿岸  
を護り遊戈せんため充分なる船員と糧食を備へし六艘乃至八艘のガレラを建造せしめ、常に沿岸殊にカ  
ガヤン及びイロコの地方に日本人のなす強盜と損害とを防止せよ。(下略)<sup>(26)</sup>」とある一條に至つては、フィ  
リッピンの最大の敵は渡航日本船であると特に強調した如くにも解せらる。このやうな訓令を帶びて赴

任した總督の心中に、日本人に對して充分な好意を豫め用意せられてゐるとは到底考へられない。一五九二年五月三十一日付でエスバニヤ國王に呈した同總督の書翰に由れば、そのときより三年以前に基督敎巡歴者の服を着た三・四十人の日本人がマニラに赴き、信仰のため頭にロザリオを掛け敢て難行を行ひながらフィリッピンの教會を訪ねると揚言して、マニラ附近の地勢、周邊十五レグアの海上、港灣等を踏査したとき、その當時爲政の局にあつた人々が、陸戦隊長ペドロ・デ・チャーベス、カピタン・クリストバル・デ・アスケタ、同フランシスコ・ロドリゲス、同ロドリゴ・アルバーレスからそれらの日本人が間諜であるとの報告を寄せられたに拘らず、それを省みなかつたのでそのままになつて過ぎた、併しこれらの日本人がマニラの市街・周圍・諸港灣等を偵察して日本に歸り、日本皇帝にこれらの諸事のみならずフィリピン土人の力の薄弱さ、防禦すべきエスバニヤ人の寡數に就て充分な報告をなしたといふことになつてゐる。この總督の述べる情報は、日本とフィリッピンとの間に險惡な空氣が醸成せられ、何時日本軍のフィリッピン來襲があるかも知れぬとの疑惑が抱かれたときのものであるからかなり誇張的に説明せられてゐるやうである。思ふに、一五九二年より三年前即ち一五八九年前後の頃に豊臣秀吉の意中既に對フィリッピン政策が藏せられたかどうかは甚だ疑はしいから、その旨を承けて日本の密偵がマニラに來たことも先づ首肯しかねる。それ故に若し假りにそのときフィリッピンへ行つた三・四十人の日本人に何等かの怪まるべき所作があつたとしても、直にこれを間諜視するのは寧ろエ

スバニヤ人の疑心暗鬼の至すところと斷すべきである。その當時の當局者がその報告を省みずして終つたといふ如く、恐らく他意ない日本人の渡航であつたであらう。總督ゴームス・ペーレス・ダスマリーニヤスが、更めてそれを取り上げたのは然るべき理由の上からであるが、兎に角我等はこれに依つて、その治政の初めより既にフィリッピンのエスバニヤ人並に總督の心中に渡航の日本人を何故となく特に警戒の目を以て見てゐたと推察したい。かうして一五九二年に及び、後にアントニオ・デ・モルガが「ゴームス・ペーレスの爲政の時代に日本とフィリッピンのエスバニヤ人との間に存せし通商と平和は紊れたり。」と述べた如く、主として日本船のみに由る兩國間の通商が以前の如き平穩ならぬ掠奪併行交易に復し、また兩國政府間には原田喜右衛門を介する秀吉の對フィリッピン威嚇と要求とを發端として困難な外交事件が惹起した。我等は先づそれらの事件に先行して同年四月十八日マニラへ入港した平戸船に就て述べやう。この船のことは、日本の朝鮮征伐の準備とその征戰の動機と口實とを以てフィリッピンへ使者の送られるとの情報即ち未だマニラへ來らぬ原田孫六の使命を中心として總督の作成せしめた一調査中に見える。<sup>(28)</sup> それに據れば、その小船には日本人二十二人と支那人八名が乗り組んでゐて、鮪・燻肉・麥粉三百ピコ・銅二十ピコ・綿布千六百反・刀を詰めた箱三箇・箱に容れぬ刀五十振を載せて來て賣つた。その船の船長にして持主たる長崎生れのドン・ペドロ・リョーチン、安針ラスケ及びイタリヤ人マルコ・アントニオは總督と書記との前に稱喚せられて、詳細に日本の事情殊に秀吉のフィリッピン

襲撃の計畫に就て訊問を受け、それに對しかなり誇張的な情報を供述した。併し、兎に角この平戸船は平凡な商船であり、且つフィリッピン當局者に對しては重要な報知船の役を果した。總督は種々の報道を得ていよいよ日本船襲來を豫期したので嚴重な警戒豫防の命令を發した。<sup>(29)</sup>それは數項に互つてゐるが、そのうちで我等の興味を喚ぶのは、「マニラに在る多數の日本人商人を警戒せんため、既に彼等の武器を取り上げたる故、マニラ市外の一地をそのために指定しそこに住居してその商品を賣らしめ、且つマニラに於て諸事務に従ふ多くの日本人の如何なることを行ふや、甚大なる損害を生せしめ得るやを見るは得策なり。またミンドロー、ルンバン、マラヤン、イロコスその他の地方の沿岸に海賊の敵あるべき故にそれを警戒監視すべしとの通告を發するも亦必要なり。」といふ二項である。我等はこれに據つてこの時代に既にマニラに多數の日本商人が住居し、また諸種の事業に従ふ者も多かつたことを知る。これらは勿論數年來の渡航日本船より上陸居住したものであることが疑へない。マニラの政府はこの穩和な日本人にも一種の疑惑の目を向けたと同時に、北方沿岸へ日本船の掠奪の憂ひあることを警告したのは、日本人が一般に警戒せらる可き性情を具へたことを我等に知らしめ、且つ日本人商人がそれと共にいよいよ不快な待遇を受けなければならなくなつたことを傳へるものである。當時のフィリッピンのエスバニヤ人の抱いた日本人一般に對する觀念の如何に惡意に満ちたものであるかを知るに足るべき證據は、この年六月二十六日付で國王に宛てた總督ゴームス・ペーレスの一書翰に次の如く見る一節である。「日本は、

死を敢て恐れざる多數の人々の(住む)好戰的の海賊(の國)なり。(その人々)貧しくして勞務に慣れ、食量少なし。それ故に、陛下にして或る計劃を彼等に提案せられんか、彼等は眞實を以て交はることを知らずまた彼等の間には人を欺くことを教ふるための修業と公學校とある故に信賴し難しと雖も、支那人よりも活氣ある人々なる(を承知の上ならざるべからず。)彼等の當國への交易は重要なるものに屬せず。<sup>30)</sup>我等は次に、我が豊臣氏の政府とフィリッピンのエスパニヤ人政府との間の外交交渉と使節の往復及びそれに伴ふ四邊の情勢の變化とを別に研究するとして、ここにはそれを割愛しそれとは原因を異にする日本人の渡航を説かう。

秀吉の使原田孫六の船と殆んど時を同じうしてエスパニヤ人の豫期警戒に違はず突然フィリッピン北方へ日本船が現はれその地方を掠奪した。前引一五九二年五月三十一日付の總督ゴームス・ペーレスの書翰に、「數日來當群島の諸處より諸島の河川及び海上に於て掠奪し加害せし日本の敵人到着の報を得たり。然れども報知せられし如く多數なるを見られざりき。」と傳へられる日本人は、事實に於て土人の住地を襲ひ、またその日本人が支那船に乗つてゐて且つ支那人の交易に來る時季に當つてゐたのでそれを平和な支那人の乗船であらうと思つて商賣のために近づいて行つたエスパニヤ人を掠奪し殺害しそのフラガタを焼いた。かうしてエスパニヤ土人が殺されたが、その一人はイロコより米を積んで來り、二人はカマリネスより、四人は同様に政府所有の精米四百ファネガと帆布六百枚を一フラガタに載せて來た

者である。總督は間もなく日本船を追求する兵を送つたが、遂に日本船の本據に遭遇することが出来なかつた。併し、サンバーレスの戦争より五人の兵を率ゐて歸途に就た一エスバニヤ人カピタンが、十二人の日本人・支那人を載せて本隊から離れた一チャンパンに遭つたので、それと戦ひ日本人方の五人を殺し四人を生擒して陸上に退いた。残りの日本方の人數は水中に身を投じたがそこを通り合せた一大船に收容せられ、また生存者は總督の下に連れ來られた。またこの事件に就て、更に同總督の同日付國王宛の別の書翰には次の如き消息も傳へられてゐる。「予の豫期する敵日本人(來侵の)懸念と、本年當河を苦しめたる或る日本人海賊のなせし損害とに關して本書と共に行く一書を書きたる後、これらの日本の海賊の最も頻繁に見舞ふ沿岸たるイロコスに於て彼等の三十人程陸を襲ひしが(既に警戒せられてありたる故に)土人は甚だ巧妙なる方法を取りしかばその凡てを殺したる次第の報告を得たり。この敵人等は死の怨恨を以ていひて曰く、このことありては我等皆死すべきかまたはこの地我等の有に歸すべきかを豫期せよと。蓋し、この事件はかの地へ將來更に來襲の結果を生せしむるを了解せしむ。同様にして、一チャンパンにて陸上なる海賊に屬せし日本人支那人のうち二十人をも予の許に送り來れり。こは捕虜として予の許に齎らせしものにして、(今)ガレラ中に櫓槽してあり。同様に今當地へ支那人日本人の船穀粉その他の食糧品を積みて入港せしが、そのいふところにては、(その)國王高舷の船を多數に造りてありと。それに據りて予の陛下に報ずるこれらの疑惑を検證確認したりとすべし。」この報知に依れば、

日本船の北方沿岸却掠は秀吉のフィリッピン政策と關聯あるものでなく、突然に現れて突然に掠奪を容にしたものと見えるが、恐らくは數年間の平穩な通商時代の後の最初の侵害掠奪であらう。それに就ては二様の経過が推察せられる。その一は、この日本船も始めより暴行をなす目的を有つてフィリッピンに來たのではなくして、數年來の如く穩な交易を行はうとしたけれどもフィリッピン沿岸の土人が異常に日本人を警戒すべき命令の下にあつて日本人を虐待したことに端を發し遂に暴力使用に急變しその極はエスパニヤ人をも掠奪したと見るものである。その二は、日本船の數も一艘ではなかつたことと北方沿岸のみに事を生じたこととより考へて、豫め暴力的交易即ち掠奪を目的として支那人と共に一船隊をなして來り、エスパニヤの追撃隊の現れる以前に迅速にその本隊が逃避したと考へるものである。その孰れの経過を有したとしても、これより復た日本人の海賊的商船がフィリッピンに於て暴力を用ゐる例を開いたものといへやう。

一. *Obras Completas do Cardeal Saraiya*. VI, pp. 125, 126.

二. 拙稿歐勢東漸の始めと日本人(史學十三ノ一)第二節參照。

三. 同前拙稿參照。

四. *Arch. de Indias*, 67-6-6; *Pastels*, *Historia General*. I, p. 294. 所引。

五. *Arch. de Indias*, 1-1-2/24; *Pastels*. I, p. 300.

六. *A. de I.*, 1-1-2/24; *Pastels*, I, p. 298.

- 十' Ibidem.  
 八' A. de I., doc. no. 64 del ind. 40; Morga-Retana, Sucesos. p. 398. not. 44.  
 九' A. de I., 67-6-6; Pastels, II, p. 222.  
 十' A. de I., 67-6-6; Pastels, II, 222. この事件に就て、バンケ・スミス氏は他の記録に依つて傳へてゐる。(Paske-Smith, p. 690.)  
 十一' Pastels, II, p. 289.  
 十二' Morga-Retana. p. 24.  
 十三' A. de I., 68-1-32; Pastels, II, p. 229.  
 十四' A. de I., 18-1-32; Pastels, III, p. 317.  
 十五' Pedro Chirino, Historia (manuscripto). Lib. I, Cap. XIX.-Pastels, II, 333. 所引.  
 十六' Morga-Retana, p. 403. not. 47.  
 十七' A. de I., 68-1-37.  
 十八' 尙' この間の松浦氏とフィリッピンの宣教師四人との交誼に就ては、文學博士村上直次郎著貿易史上の平戸一九頁及び同書附録ハ・ニの兩書翰に依つて充分に知られる。  
 十九' A. de I., 67-6-18; Pastels, II, pp. 198, 199.  
 二十' Chirino, loc. cit.  
 二十一' 村上博士前引書二十頁。  
 二十二' Pastels, III, p. 16 所引。  
 二十三' A. de I., doc. no. 59 ind. 9; Morga-Retana, p. 409, not. 47.  
 二十四' Morga-Retana, p. 38.

一五九〇年以前に於ける日本フィリッピン間の交通と貿易 (岡本)



- 二五' Pastels, III, pp. 122, 123.
- 二六' Ibidem. p. 123.
- 二七' A. de I., 67-6-18; pastels, III, pp. 231, 232.
- 二八' A. de I., 67-6-18; Pastels, III, pp. 234, 235 所引.
- 二九' A. de I., 68-6-18; Pastels, III, pp. 236-237.
- 三十' A. de I., doc. no. 56. ind. 50; Morga-Retana, p. 419.
- 三一' A. de I., doc. no. 45 del ind. 50; Morga-Retana, p. 419. not. 62.

### 三、日本船のフィリッピン貿易品

既に我等の説いた如くエスパニヤ人占據以前に日本船のフィリッピンへ交通したことが推定せられるが、當時土人との交易品が如何なるものであつたかは、僅かにエスパニヤ人の書き残した消息に據つて推察することが出来る。一五六七年六月二十四日付セブー發の總督レガスピの書翰に、ルソン島の北部地方へ支那船日本船が来るが、未だエスパニヤ人が北部へ行かないから直接したことがないと述べて、支那船日本船の「毎年舶載し来る物は、生絲・絹織物・絹衣・陶磁器・香料・錫、染色木綿織物その他の雜貨なり。彼等に與ふる交易品は金と蠟なり。」との報するところはその以前より支那人日本人の土人との間に取引せられた貿易品の消息とも見られる。併し、この書翰に列擧する輸入商貨を見れば、それ

が全く支那の産物であつて日本のそれではないことを容易に観取し得る。而して輸出品の金と蠟とが日本人の需要する物であるかどうかとも明かでない。それに就ては日本船が支那に寄港してフィリッピンへ支那の物資を轉賣したかとも想像出来るが、また當初の 에스パニヤ人の未だ日本人支那人の輸入物資に精通しなかつたことに由來するかとも思はれる。これを他面より考へれば日本品の輸入が多くなかつたことを推察せしめるものではなからうか。その後間もなく 에스パニヤ國王よりフィリッピンへの使として來島したガブリエル・デ・リバラのなした報告には、「日本人は常にルソン島へ交易に來る。銀を齎らし來りて賣り、金・蘇木・綿・米に易ふ。我等（エスパニヤ人）のこの島に行きてより（交易に）來らず。」と見えるから、兎に角、簡單ながら主要な物資の名のみを知ることが出來やう。

然らば 에스パニヤ人のフィリッピン經營後に於ける兩國の貿易品は如何であつたか。それに前だつて我等の理解すべきは、エスパニヤ人のフィリッピン植民の着手は前にも述べた如く一五六五年であるが既にそのときはポルトガル人が日本通商を始めて二十年に餘り次第に盛況に達しやうとしてゐたから、エスパニヤ人もポルトガル人の經驗を聞知することが出來たことである。一五六八年六月二十四日のアンドレス・デ・ミランダオラの書翰に、「支那及び日本の沿岸に於て如何に（我等が）行動し交易すべきか。そは蓋し現今世にある最も富裕にして且つ最大の利益を享け得べきなればなり。」と傳へたのは、恐らくポルトガル人の行ふ通商と獲得する巨利とに鑑みて、日本・支那への通商を希望するの意見を表示

したものであらう。それ故に、一五七〇年八月五日付でポルトガルに駐在したエスパニヤの大使が、ポルトガルの政府に於てエスパニヤ人のフィリッピン群島占據に大いに留意したことを報じて、「同様にして銀に富みて物資に豊かなる日本へも（群島より）航行し能ふ。その（日本）國寒くして住民甚だ好戰的なりとはいへ」と傳へるところは、ポルトガル人の經驗に依るものであらう。併し、この當時フィリッピンへ航行した日本船がポルトガル人の日本に於て經驗したところと幾分類似する交易をなしたことをエスパニヤ人も觀察し經驗しなければならなかつた。

一五七二年のカピタン・ファン・パチエコ・マルドナルドの報告に、「當ルソン島より日本人の國は略々三百レグア距たる。そは富裕なる國にして多量の銀出づ。毎年當島へその國の物資を積みたる日本人の船來る。その主なる交易は銀に由りて金を需め、銀二乃至二半マルコに由りて金一マルコを易ふ」と見えるところは日本船の主要船載品が銀であり、最も欲する物が金であつたことに注目したのである。一五八六年六月二十六日付の總督ドン・サンチャゴ・デ・ベーラの書翰に、長崎の住人十一人の乗つた船が小麥・穀粉・牛馬を積んで貿易に來たけれども途中暴風のため漂流し船を失つてマニラに到着したことを報じ、一五八七年六月二十六日の同總督の書翰にも同年マニラへ渡つた（平戸の）一大船が食糧・牛馬を積んで行つて大いに利益を得たことが見え、前引の一五九二年マニラ作製の調査書に平戸を出發して四月十八日にマニラに入つた日本の一小船が鮫・ハム・麥粉三百ピコ・銅二十ピコ・綿布千六百反・

刀を詰めた箱三箇・箱に容れない刀五十振を賣らうとして積んで來たことを述べるところに依つて、一五八〇年代には日本船の舶載品は小麥・穀物粉等の食糧品を第一とし、その他に牛馬・刀劍・銅・水産物であつたことが知られる。また一五八八年六月二十五日の日付を有するフィリッピン司教フライ・ドミンゴ・デ・サラサールのフィリッピンの一般報告書に據れば、その二年以前よりマニラへ（平和な）通商に來た日本船が歸帆には金・綿・蘇木・貝殻を載せて行つた。一五九〇年代に於ても、アントニオ・デ・モルガが一五九八年六月八日付でフィリッピンの情勢を國王に陳じた報告書の第五十六項に、「日本より齎らさるる小麥・菓子・乾肉は當地にとりて甚だ好都合なり」と述べた如く、食糧品が日本よりの舶載品の首位にあつた。それはまた一六〇二年七月十一日付の總督ドン・ペドロ・デ・アクーニャの國王宛書翰に、「内府（徳川家康）は（日本と）當地との交易を熱望す。かの（日本）國よりは穀粉その他の食糧品を我等に供給するを以て、この（日本の）交易を拒否する能はず」と報ずるところに依つて確められる。尙アントニオ・デ・モルガの一六一五年十一月二十日付でキトーに於てペルーの副王に呈した報告書に「フィリッピンに於ては總督大小砲の製造所を有す。然れども（それに関して）支那及び日本より齎らさるる金屬は鐵及び溶滓の混じたる粗製品にしてまた硫黄をも含む」と傳へるところに従へば兵器製造原料として銅をも亦日本より購つたが、それは十六世紀末より遡ることがなかつたであらう。

この時代に於けるフィリッピンより日本への輸出物は、前引一五九八年のモルガの報告書の第五十四項に「日本へ向ふ商貨たる生絲及び金を積まんとして準備せらるるときはエスパニヤ人の船に（同じき商貨を）積み終るまで購ふを許されざるの要あり。」と記されたところに従つて餘程大量に生絲・金が日本に向けられたこと、また第五十五項に、「當群島より日本への商品として日本人及び支那人は鹿皮を積み出さんとす。それがために、（能ふる限り）この物は購ひ求められ、土人及び宣教師すらそれを彼等に供給し賣却す。（かくの如きは）當地の大なる損害なるを以てそれを禁せざるべからず。蓋し専ら皮革のみを取るためにこの動物を殺す故にして、而かも當地には今やそれを缺乏せんとするに至る。」と論せられたところに従つて鹿皮も亦多量に積み出されたことが知られる。

以上の如く日本とフィリッピン間との輸出入の主要な物を時代別に擧げ來るときは、その間に變化と推移を伴ふことを觀取せられるであらう。當時の兩國の貿易品に就て今日一般に最も依據せられるアントニオ・デ・モルガの著書に擧げるところ、即ち日本船の「積み來る主要なる物はマニラの食糧品として甚だ適當なる麥粉にして、また珍重せらるる乾肉・色合良く珍らしき絹織物・優美にして美裝せし油繪屏風・各種の刃物類・多數の武器・槍・刀・薙刀なり。それらは精巧に製造せらる。卓子・木製上塗せし巧妙なる箱・小函その他見掛け良き雜貨類・良質新鮮なる梨・貴重なる鹽藏鮪の樽・ヒバリと稱する好ましき鳥を入れし籠等」であり、フィリッピンより積み出すのは「支那の生絲・金・鹿皮・及び染

料たる蘇木より成り、また蜜・加工蠟・椰子酒・エスパニヤ葡萄酒・アルガリヤ麝香・茶を保存する壺・ビードロ・織物・その他のエスパニヤの物品」である<sup>9)</sup>と列挙する物資の名は、十六世紀末より十七世紀初頭に亘る間に取引せられたのであつて、決してエスパニヤ人占據當初もこれと同じかつたといふことが出来ない。今このモルガの列挙する輸出入物資を基としてこの四十年間に於ける輸出入品の推移を指摘して見やう。先づ日本よりの舶載品に於て、エスパニヤ人占據以前より一五七〇年代の初め頃までは銀を第一に數へられたと思はれるに拘らず、一五八〇年代九〇年代には殆んど重要品中に加えられず、モルガの著書には殆んど除外せられてゐることを見出すであらう。モルガはそれに就てフィリッピンに於ては通例外國貿易の支拂ひに銀を充ててゐるが日本人はその國に銀が産するから餘りそれを受けることを好まぬが、兎に角一部分ではメキシコ銀たるレアル貨を以てしてゐる、その外には日本人は一般に銀箔を商品として積み來り相當に賣りさばくといふことを述べたところより考へれば、日本銀のフィリッピンへの輸出は決して絶えたのではなく銀箔として相變らず積み出されたが、當初の如く銀そのものとして大量にはフィリッピンへ輸出せられぬやうになつたこと、その理由としてフィリッピンが元來銀を産出せぬから當初に於ては日本より需用したが、エスパニヤ人の根據が固まると共にヌエバ・エスパニヤ即ちメキシコの豊富な産銀をフィリッピンに舶載したから、日本より多量に輸入するの必要がなくなつたことを了解せねばならぬ。小麥・穀粉・水産物等の食糧品が一五八〇年代より常に筆頭に數へら

れたのは、フィリッピンの如き氣候熱くして肥沃な農業國に對する輸出物としては甚だ奇異に感ぜられるであらう。併し、當時に於てはフィリッピンの人口甚だ稀薄にして且つ土人の性が懶怠であつたから農業漁業に甚だしく勞力を缺いたので、土人の僅かな耕作漁獲物は辛ふじて土人の生活のみを支持するに足り、従つて植民經營後定住したエスパニヤ人はもとよりそれより新に四邊の諸國より集り來つた定住者の食糧を支持するに足りなかつたから、主として支那・日本よりの供給に俟たねばならなくなつたのである。この食糧問題はフィリッピンのエスパニヤ人にとつて生活上最も肝要にして且つ大きな關心を要したことは、次の如き消息に依つて察知せられる。前引一五九八年六月六日付アントニオ・デ・モルガのフィリッピン情勢の報告書第五十六項に、「日本より齎らさるる小麥・菓子・乾肉は當地にとりて甚だ好都合なり。然るに、この機微に通ずるの甚だ鋭敏なる人ありて、この（日本舶載食糧）品を（高價）に賣らんために買占めて貯藏す。國家は適切なる價にてこの食糧品を管理するの命令を發してそれを禁せざるべからず。」との意見を開陳したこと、また前引一六〇二年の總督アクーニヤの書翰に、「内府は當地と（日本と）の交易を熱望す。かの（日本）國より穀粉その他の食糧品を我等に供給するを以て」それを好まぬときでも拒否することが出來ないと報じたことである。一五九七年六月二十二日フィリッピンの軍事委員會が、日本人臺灣占領の風聞に對抗してそれに前だつてエスパニヤ人の臺灣占領を議したとき、「その出征に必要な食糧品の量を處辨検査し、日本人より得らるべき麥粉を國王の勘定によりて支拂

「ひ船積みすべき」を命じたのは當面の敵とも考へる日本人より食糧の供給を受けねばならなかつた苦境を示すものであり、筆者不明の一六〇〇年のフィリッピンに於けるイギリス船との交戦報告書には、同年十一月マニラへ向つて來た日本船をイギリス船が捕へてその積荷たる穀粉を奪つたといふことが大いに留意せられたのである。

武器・刀劍類その他の雜貨類の日本よりの舶載は恐らくその量よりいつても金額よりいつても日本輸出品中第二次的の位置にあり、左程重要視すべきものではなかつたであらう。而してまた恐らくその始めより終まで變りなく積み出された輸出品であらう。

フィリッピンより日本への輸出品のうち當初より一貫して變らないのは金である。金はエスパニヤ人の占據の以前より占據後數年間に亘つては輸出品の第一に指を屈せられ、その後には生絲・絹織物に次で第二位を占めた。併し、それは決して金の輸出量が次第に減じたことを意味するものではなくして寧ろ増加の傾向があつたかとも想像せられるが、後代に生絲・絹織物の壓倒的な増加に一席を譲つたといふべきであらう。フィリッピンの産金はエスパニヤ人の到來以前よりその後には亘つて常に莫大なものであつたことが當時のエスパニヤ人の諸報告に數々傳へられる。一五六五年パレンシヤのミゲル・サルバドールに宛てられた東洋發見に關する一書翰に、フィリッピンのセブ島でエスパニヤ船三艘の積んだ土人の貢税が（金で）百二十萬ドカドに達することが傳へられ、前引した一五七〇年一月十五日のバ



ードレ・エレラの書翰に、殆んど全群島の何處にも金を産せぬところがないと傳へ、また一五八七年フィリッピンより本國に使用して國王フィリッペ二世に呈したバードレ・アロンソ・サンチェスの一報告書には、「第六、この（フィリッピン）國には豊富なる（金）鑛山・金洗撰場あり。それらの地方にエスバニヤ人定住せざるが故に、エスバニヤ人益せらるることなく唯土人の利用するところなり。土人は我が國の採鑛法を知らざるが故にその採るところ甚だ少なきは確かなりとせらる。然るに拘らず、殆んど孰れの土人も頸飾り・腕環・指環を用ゐ、その有力者は大なる鎖を、婦女子は衣服にメタルを、また大型の耳輪を帶ぶる程（弘く使用せらるる）なり。エスバニヤ人租税として徴收し購ふもの甚だ多し。群島の土人と交易する支那人・日本人等も群島より輸出するところ多し。」と報じた。殊にアントニオ・デ・モルガの著者は更に詳しく産金の状況を述べてゐるがここには煩を厭ふて載せない。またフィリッピンの金が如何に安價に取引せられたかは、既に研究せらるるところがあつたからその研究者に譲つてここには説かない。日本に於て如何にフィリッピンの金を熱望したかを察すべき一の挿話として次の興味ある記録がある。前出した一五九二年四月二十日マニラ作製の調査書に、四月十八日入港の日本船の乗員に對しフィリッピンの當局者が日本政府フィリッピン攻撃の眞疑を質したときの乗組の一人イタリヤ人マルコ・アントニオの陳述中に、「日本國王のフィリッピンに攻め來らんとするを如何にして知り、何人より聞知せしかを訊したるとき、彼答へて曰く、日本に於て多數の日本人及びポルトガル人よりそれを聞

きたり。乃ちフィリッピンに黄金の産多しとの評判と且つ日本より甚だ近き事實とに因りて日本國王來年マニラに攻め來るべしと考ふるなりと。<sup>(16)</sup>

生絲、絹織物は元來支那船のフィリッピンへ齎らし、それより日本船が轉輸するものである。支那人のフィリッピンへの生絲舶載はエスパニヤ人の占據以前餘程早くより行はれたものであらう。一五六七年の總督レガスピの書翰、一五七二年のカピタン・ファン・パチエコ・マルドナルドの報告書等はエスパニヤ人の占據以前より引き續く支那人の生絲輸入を傳へてゐる。併し、その齎らす量は頗る少なかつたことが知られる。その一證として次の事實を擧げる。一五九一年四月九日付で總督ゴームス・ペーレス・ダスマリーニャスが、支那から輸入する絹織物の使用を土人に禁止するとすればその弊害ありや否やをフィリッピンの諸官吏に調査を命じたとき、その答申書には、フィリッピンが發見せられるまでは土人は自ら耕作し收穫した綿を織つて衣類とする習慣であり、また多年の間エスパニヤ人にもそれを貢納した、その間毎年支那から數艘の船が來たけれども陶磁器を主として香木・鳴鐘・安價の綿布絹布等を舶載した、土人は絹・蠟・水牛角・蘇木を以てそれと交易した、然るに一五八一年または八二年以來土人は支那の絹布を着始めた、その理由はこの當時支那より絹布が急に多量にマニラへ輸入せられたからである、それ故に土人は島内で作った木綿の衣類の使用を罷めた、これはルソン島を始め他の諸島に於ける綿の耕作を激減せしめ殆んど絶滅に近からしめた、支那舶來の絹衣の市場に土人が多數に集る

ため絹衣の價が甚だ騰貴し、嘗ては四レアルであつた反物が間もなく十二レアルに上つた<sup>(17)</sup>ことが記載せられてゐる。これと類似の説明がアントニオ・デ・モルガの著書にも見出される。乃ちエスパニヤ人の群島征服の時代には土人間主要者少數の用ゐた絹の衣服は支那人の舶載する絹布で作られた、一旦エスパニヤ人の統治が定まるや、生絲の輸入は著るしく増大した、特に絹織物に就て甚だしかつた、その品質は一般に悪かつたが而かも殆んど大部分をエスパニヤ人が衣類とした、それは當時のエスパニヤ人に餘裕がなかつたからである、但し富者はヨーロッパの絹布を身に着けた、土人はエスパニヤ人の間に絹の使用が弘まるのを見て資力ある者はそれを真似て絹衣を着けるやうになつた、(總督)ゴームス・ペレスはそれを知つて、不都合な贅澤とし一五九一年土人の絹衣着用に關し國內の諸處に調査をなさしめ、その結果禁止せられることになつたといふ<sup>(18)</sup>。モルガはフィリッピンの生絲と絹布輸入の激増が主としてエスパニヤ人の使用に起因すると述べたが、事實に於ては他に二つの原因が數へられねばならない。その一はヌエバ・エスパニヤへの再輸出であり、その二は日本への再輸出である。モルガもそれに就てはその著書の他の部分に於て述べ、且つ支那その他の國々より來る(生絲を含む)物資を毎年ヌエバ・エスパニヤに向ふ船に積み、現時(乃ちモルガの著作した十七世紀初頭には)日本へ積み出すこと、ヌエバ・エスパニヤでは生絲の交易が最も利益あることを述べた<sup>(19)</sup>。エスパニヤ人の群島經營の基礎が固まつて以來支那船の齎らした輸入の首位を占めたのは生絲・絹布であつたことがこれ亦諸報告に依つて確め

られる。

以上に簡略に支那よりフィリッピンへの生絲及び絹布輸入の推勢を説いたのは、日本船が當初よりフィリッピンから日本へそれを再輸出したのではないことを推知するためである。一五七〇年代には未だ日本船はフィリッピンよりは生絲を積み出さなかつたであらう。その時代にはフィリッピン群島の需用を満たすに過ぎない程度に支那より齎らされたとすれば、また前引した一五九一年の答申書に記す如く一五八一年乃至八二年を境として支那よりフィリッピンへの輸出量が急増したとすれば、日本へもそれを境として、殊に一五八五・六年に初まる彼我の平和な通商時代に至つて急にフィリッピンより日本船が舶載し始めたと考へられぬであらうか。而してその量は年と共に増して行つたことも推察に難くない。一五九五年にフライ・ペドロ・バウチスタが日本より總督ルイス・ペーレス・ダスマリーニャスに送つた書翰は、「媽港の（ポルトガル）人は日本船の次第に（多く）マニラに赴かんとし、且つマニラより生絲等の商貨を積み來り、それ故に彼等（ポルトガル人）の（日本へ）舶載する商貨の價の低下するを知りて熱心にそれを妨害せんとす」と傳へる。ポルトガル人日本舶載の主要品が生絲・絹織物・金であるから、このポルトガル人の日本貿易の利益を大いに減殺するに至る程日本船がマニラよりそれらの物資殊に生絲・絹織物をいよいよ多く積み來つたことが、この書翰の一節に由つて推察せられぬであらうか。

鹿皮・蠟・蜜・蘇木は始めより終りまで日本への輸出品たるに變りがなかつたのであらう。日本への

舶載品とし特に興味ある物は土製素焼の壺、即ちルソンの眞壺といはれる物である。桃山時代喫茶趣味の隆盛と共にこの壺を盛に珍重して輸入せられたことが太閤記に見え、一五九五年四月二十九日付のフライ・ファン・デ・ガロビーリヤスの報告書<sup>(註)</sup>にも、モルガの著書にも詳細に傳へてゐる。併し、この眞壺のフィリッピンより日本への輸出は一五八・九〇年代の短期間にして熄んだやうである。その主なる原因はモルガの述べる如くフィリッピン群島に壺の發見せられる數が少なくなつたことであらう。

以上にフィリッピン日本間の主要な輸出入品及びその變遷と推移とを説いたが、併し、その外に通商を研究する上に最も重要な事實が残されてゐる。乃ち、それは各貿易品に就ての數量・價格及び利益の率に亘る調査であり、他の系路に由る同種貿易品との比較であるが、今日それらの事實を調査すべき資料を到底見出すことが出来ないから遺憾ながらこれに觸れないことにする。

I' A. de I., doc. no. 64 del Ind. 4; Morga-Retana, pp. 398 note 44.

II' A. de I., 1-2-1/13, r. 8; Pastels, I, p. 288.

III' A. de I., 1-1-2/24, r. 14; Pastels, I, p. 298.

IV' A. de I., 67-6-8; Pastels, II, p. 198.

V' A. de I., doc. no. 59 del indice 9; Morga-Retana, p. 403 note 47.

VI' A. de I., 67-6-18; Morga-Retana, p. 252.

VII' A. de I., 67-6-19; Colín-Pastels, Labor Evangelica. II, p. 708, note.

- 八 Murga-Retana, p. 252.
- 九 Ibidem, p. 219.
- 十 Murga-Retana, loc. cit.
- 十一 A. de I, 67-6-18; Pastels, IV, p. 78.
- 十二 A. de I, 67-6-19; Murga-Retana, p. 298.
- 十三 Blair & Robertson, The Philippine Islands. II, p. 136
- 十四 Pastels, III, p. 14. この報告の内に類する消息は、それより八年前の總督レガズビの報告に見え、土人が外商に年々多量の金を賣つても尙餘程の量を蓄つてゐることが傳へられる。(Blair & Robertson. III, p. 57.)
- 十五 小葉田淳氏日本金銀外國貿易に關する研究。(史學雜誌、四十ノ十・十一)及び比律賓諸島の金銀(南方土俗二ノ二)殊に後者は詳細に資料を掲げた價值多い研究である。
- 十六 A. de I, 67-6-18; Pastels. III, p. 235.
- 十七 A. de I, 1-1-3/25, no. 41; Pastels, III, p. 150.
- 十八 Murga-Retana, p. 219.
- 十九 Ibidem. p. 216.
- 二十 Colin-Pastels, II, p. 693.
- 二十一 Lorenzo Peres, Cartas y Relaciones. II, p. 152.

#### 四、支那及びヌエバ・エスパニヤの貿易と日本貿易のフィリッピンに於ける位置

一五九〇年以前に於ける日本フィリッピン間の交通と貿易(岡本)

十六世紀三十年間のフィリッピンの外國貿易は四邊の孰れの國とも行はれた。而して、その重要さの程度に於ては支那との貿易を第一に、ヌエバ・エスパニヤとの通商を第二に數へられねばならない。日本船の取引は年の経過と共に前二者に次ぐ位置を取得したやうである。その他の國即ちモルッカ諸島、マラッカ、ボルネオとの交易がアントニオ・デ・モルガのフィリッピン在任時代に至つても尙さ程重要視せられなかつたことを、その著書に依つて推察せらるべきである。それ故に先づ支那人の貿易、エスパニヤ人のヌエバ・エスパニヤへの貿易の性質を簡略に述べて、日本との貿易のそれとの關係比較を論ずるの要がある。

支那船がエスパニヤ人占據以前より舶載し行つた物は、前引一五六七年六月二十日のアンドレス・デ・ミランダオラの書翰に據れば、生絲・絹織物・鳴鐘器・陶磁器・香料・錫・綿布・雜貨であつた。また一五九一年總督の命に由つて諸官吏の調査した前引答申書にも、陶磁器を主として香木・鳴鐘器・安價の綿布絹布類を以て綿・蠟・水牛角・蘇木に易へたがその量は著るしいものでなかつたといふことである。一五七二年頃に至つて、カピタン・ファン・パチエユ・マルドナルドの前引報告書に従へば、土人及びエスパニヤ人と交易するため毎年マニラへ船十二・三隻來り、各種の加工絹布・小麥・穀物・砂糖各種の野菜・果實・鐵・銅・錫・眞鍮・銅・鉛その他青銅製の砲・あらゆる食糧品を齎らした。同年の總督レガスピの書翰には、その年にルソン及びミンドーロへ支那人の十隻のジャンクが着いた、支那人

はエスバニヤ人が何物を需用するかを探るために多數の見本を携へ行き且つ果して賣れるかどうかを確かめなくては多量の物を舶載しない、支那人の積み來る物は緞子・琥珀織・撚絲・砂糖・蜜柑・胡椒・麥粉・アロール・麝香その他の香料・水銀・鍋類及び裝身具・雜貨少量づつであつたと記す。また自一五七三年至七四年のフィリッピン報告には、その一五七四年にも例年の如く商貨を載せて十四隻の支那船が行つた、先づ三隻マニラへ到着したが陸上げした物のうちには、穀粉・小麥・大麥・砂糖・胡桃・干葡萄・無花果・蜜柑・胡椒・梨子・その他の果實があつたことに注意せられてゐる。これらの報告に依つてエスバニヤ人占據の前後を通じて一五七四・五年頃までは支那人のフィリッピン交易品は多種類に亘り而かも平均して少量づつであつたこと、毎年船十艘餘に積んで來たこと、エスバニヤ人の植民後は支那人が新たにその需用品を採知してそれより以後には穀物・野菜・果實等の如き食糧品が急に増加し、生絲・絹織物もその以前よりも多く輸出したことが推知せられる。

次は一五八七年六月二十六日付の總督サンチャゴ・デ・ペーラの前引書翰に、「本年當諸島へ支那より多數の船來り、殊に當（マニラ）市へは可なりの積載量ある三十艘以上の船多數の商貨と牛馬及び三千人以上の人數を積みて入港せり。（中略）彼等は多量の珍重すべき物資、エスバニヤに在る悉くの物を齎らしたり。衣服類食糧品に就きては普通に用うるものは殆んど缺くるところなし。エスバニヤにあらざる食糧品も多かりき。」と報ずるところ、一五八八年六月二十五日付のフィリッピン司教フライ・ドミンゴ・



デ・サラサールの國王宛の報告に「マニラの市場には毎日（鶏・豚・鴨等）の食糧品、街路にて賣らるる多量の支那商品の公開市あり。支那よりも通例（一期に）商船二十艘以上來る。毎船その従業員百人以上にして、十一月より五月までに入港し、その舶載するは食糧品たる穀物・砂糖・菓子・蜜柑・胡桃・栗・松實・無花果・梅・柘榴・梨・その他の果實・豚肉・薰肉にして一萬ペソを計上せらる。その他の商品を併せて二十萬ペソ以上を齎らすなり。而して、この食糧品甚だ豊富なればそれを以てマニラに於ては（住民）を全一年間維持し、更に建造せらるべき艦隊をも支持するに足るべし。」と述べるところは大いに注意せらるべきである。これらの報告に據れば、一五八〇年代の貿易は前代のそれに較べて隔段の發達が見られるからである。乃ちそのフィリッピン渡航船數に於て以前に數倍し、各種の舶載品も激増したことが推斷せられる。前引一五九一年の答申書に一五八一・二年頃より生絲・絹織物の輸入量が甚だ増加したと傳へるのは、略々その時代より支那人の貿易に一大發展の劃せられたことを意味するものではなからうか。その後の支那人の通商に關する詳しい報告は愚見に入つてゐないから、一轉してモルガの著書に及ぼう。同書のいふところは、支那よりマニラへ毎年三十艘四十艘の船が入り、莫大な物資を運ぶ、通例舶載する物は生絲・撚絲・各種絹布・錦欄・緞子・綸子・琥珀織・ゴルゴラン・天鷲絨・手巾・各種の綿織物・麝香・安息香・象牙・寢臺及び刺繡寢臺掛布・卓子掛布・褥・毛氈・馬具・硝子珠・眞珠・ルビー・サファイヤ・水晶・銅器・銑鐵・釘類・鋳力・錫・鉛・硝石・火藥・小麥粉・蜜柑・罐詰・桃・ばらもんじん・梨・胡桃・薑その他の支那産

果實・豚肉・乾肉・生鶏・羊・各種の野菜・蜜柑・栗・小雑貨・各種の纖維物・針・椅子・色塗腰掛・水牛・鷲鳥・馬・騾驢・鳴鳥籠その他エスパニヤ人の珍重する雜貨・玩具・陶磁器、Canganes, sines、黒色及び藍色毛布・南京珠その他各種の珠及び石・胡椒等であると數へて且つその船載の物資の悉くを擧げるならば際限がなく紙が何枚あつても足りないと思ふ。この記載に由つて我等は一五八〇年代以後支那人の渡航船數及びその輸出品の種類に急激な變化がなくて發達して來たことを了解し得るであらう。而して、支那人がこれらの物資と交易してそ國へ積み歸る物は、同じきモルガに據れば銀及びレアル銀貨であつたことにも一應留意する必要がある。支那船のフィリッピンより銀を積み出すことは、早くエスパニヤ人占據後間もなく生じたものであらう。小葉田淳氏は、リマホンが來襲の途中で二艘の支那船を捕へてフィリッピンより積んだ金及びメキシコ銀貨を見出した事實より以後一六〇二年に至るまでの四資料を引用して銀船載量の増加を説いたから、特にこれ以上の贅言を附する要を見ない。唯一言すべきは、エスパニヤ人占據當初の銀船載量が知られぬに拘らず、我等の想像を許されるならば、それは甚だ少量であり、そのうちには日本より輸出した銀も加へられたであらうと思ふことである。一五八〇年代以後の支那人のフィリッピン貿易金額の増加の程度に就ては、日本船の貿易額の不明なると異なり稍々の確に近い數字が指摘出来る。それは主として前記の小葉田氏の引用記載する資料より推察せられるのである。尙ち一五八六年のペドロ・デ・ローハスの國王宛書翰に、支那船の毎年積み歸る銀が三十萬ペソに及び同年に

は五十萬ペソを超えるだらうと傳へたところを以て考へるに、既にこの當時は支那人のフィリップピンより船載する物が殆んど銀より成り、他の商貨はいふに足りる程の額ではなかつたから、輸出入を合してこの銀價の倍額より少ない程であると思はれる。一五九八年の總督フランシスコ・テリーヨの國王宛書翰は、毎年八十萬ペソときには二百萬ペソを超える物資を船載し來つたと報じたから、これと同額を超える程の銀を主とする貨物に易えたと推察せられ、従つてその約二倍以上の金額の貿易があつたと見やう。一六〇二年のフライ・マルチン・イグナシオ・デ・ロヨラの覺書に、ヌエバ・エスバニヤとペルーとより毎年二百萬ペソの銀がフィリップピンへ送られその悉くが支那人の手中に歸すると報せられるからフィリップピンを仲介して新大陸へ取引した支那人の貿易額を推察するに足りやう。その後間もなくドン・ファシオン・デ・シルバの著はした「フィリップピン及びテルナテ輸入物報告書」に、エスバニヤ政府が毎年支那の生絲二百萬ペソを二百噸の一船に積んでヌエバ・エスバニヤへ齎らしこれに由つてフィリップピンより五百六十萬ペソの収益を得る策を提議した一節の見えるのは、事實に足する案とすれば、前記のフライ・ロヨラの報ずる金額と一致するものである。價格に就ては、前引の一五八七年總督ペーラの書翰に、「支那人は大いに歓迎せらるると、輸出物に因りて莫大なる利益を收むるとの故にこの(フィリップピンの)交易に甚だ心を傾くるなり。併し、彼等はその國にて勞せずして製産するかまたは(その物産過剰にして)空しく放棄せらるるか」と我等をして考へしめたる程に安價に賣りたり。」と傳へたところ、前引の一五九三年

の總督フランシスコ・デ・テリーヨの書翰中に支那より來る物資が價の甚だしく安い支那品中の屑とも見られる生絲であると報じたところに據つて、エスパニヤ人の慣用した物價より著しく安價であつたことが知られる。これを前に述べた日本船のフィリッピン輸出物に較べて見やう。一五七〇年代初めまでの日支兩國人の積み出す物資は孰れも主として土人の需用に應じたのであるから、フィリッピンの國際貿易上には重要な意義を有してゐないことが明かである。唯日本よりは銀を主としてその他の物資が少量に赴くに對し、支那よりは各種の物資が平均に且つ比較的多く齎らし行つたといふ相違があるに過ぎない。然るに、一五八〇年代以後には兩者の間に非常な相違が生ずる。乃ち第一には、一五八五・六年以來數年間は掠奪に従ふ海寇を別にしてはフィリッピンへ交易に赴く日本船が毎年略々一・二艘であると推定せられるに對し、支那船は三・四十隻に上つたことを以て兩國人の船の積載物資を數量的に比較し得るから、餘程の隔たりが認められねばならぬ。一五九〇年代の後半には日本船渡航の二・三艘乃至それ以上に達したこともあると推察せられるときでも尙支那船の數には遙かに及ばなかつた。輸出物の種類に至つては日本船の穀物・水産物等の食糧品を主とするに對し、支那船は生絲・絹織物の激増が特筆せられ、次いで日本船と同様の食糧品たる穀物・野菜・果實の夥しい數量も留意せられる。且つその他の物資に於て殆んど缺けるものがなかつたことが孰れの報告にも傳へられてゐる。更に轉じてこの期間に於けるフィリッピンよりの輸入物を見るに日本船は、第一に支那の生絲・絹織物、次に金・鹿皮・蘇木等

のフィリッピンの物産を積み出すに對し、支那船は専らフィリッピンに産せぬ銀のみを携へ歸つた。

轉じてフィリッピンのヌエバ・エスパニヤに對する貿易を瞥見すれば、日本・支那兩國輸出品の位置が更に明瞭になるであらう。エスパニヤ人の占據以前には勿論ヌエバ・エスパニヤとの通商が行はれた筈がない。占據前後には、日本人支那人の齎らす物資は、前引一五六七年の總督レガスピの書翰に據れば、土人が購つて群島中に行商したから全く國內に於て消費せられたのである。エスパニヤ人占據の當初には既にヌエバ・エスパニヤとの交易を行つたやうであるが、前引一五七二年のレガスピの書翰に群島産出の金・眞珠・肉桂をヌエバ・エスパニヤへ送つて利を得られるといふことが記されてゐるところより考へれば、土人よりの貢税或ひは購買した少量の物資をヌエバ・エスパニヤへ送つたといふ程度に過ぎないやうである。これに對照して次のエスパニヤの印度樞議會がマドリーに於て國王に呈した一五八六年六月十七日付の意見書の一節を見やう。「フィリッピン群島とヌエバ・エスパニヤとの通商に就きて（中略）昨日我等は會合し、兩方より送り來りし多數の書類よりレデスマの抄出せし浩翰なる報告及び去る八〇年三月二十日に認められし（ヌエバ・エスパニヤの）副主ドン・マルチン・エンリッケスより陛下へ呈せし書翰の一節を査閲せり。この（副王の）書翰には、その地の（ヌエバ・エスパニヤの）商人フィリッピン群島より商貨を輸入せんことを大いに希望すといふ。その理由は、（エスパニヤ船載の）襦子・綾織その他の絹織物・また更に優良なる絹織物すら生絲（を交ふること）少なく、他は纖維織物（こは孰れも重

要ならず)にして、遂にそれを評價すること低くなり、従ひてエスパニヤより渡さるる生絲は甚だ安價となれり。そのうち琥珀織は八レアル以上を價せざるに至り、襦子・綾織は更に大いに低價せり。この勢の進行せばエスパニヤより生絲を輸出するの要なきに至るを怖る。而してその他にも前記の群島より(ヌエバ・エスパニヤへ)齎らさるる物は皆その地へ何等の利益を生ぜしめざる安價の物なり。例へば、陶磁器・卓子・函・扇子・日傘の如し。皆偽造物にして有用ならず。金銀の外は孰れも過剰なれば支那との交易を禁せらるべし。またヌエバ・エスパニヤにある艦隊の司令より陛下に送り奉りし書翰にも見ゆるところあり。その書翰は、當本國諸地方よりかの地(ヌエ・バエスパニヤ)へ輸出する雜貨類は、かの地にフィリッピン群島との交易あるに因りてその量減少するをいへり。」と陳べ、次いでフィリッピンとヌエバ・エスパニヤとの通商に干涉するの必要あることを力説し、更に「それらの(フィリッピン渡來の)商品の不重要なに加へて、それに易へて多量の銀及びレアル貨幣彼方に持ち去らるるなり。而してかの群島に若干の産物ありと雖も、その凡ては大陸より支那人の群島に運び來りて賣るところの物なり。(中略)従ひて群島に出入するは往來の渡航者にして、群島はこの(支那とヌエバ・エスパニヤとの)通商の通過地たるのみ。それ故に凡ての或ひは大部分の物資は支那より來り、支那人のそこに船の錨を投ずる碇泊地たるに過ぎずして、エスパニヤ人に二千・三千・四千ドカド(の貨物を)運び來り、またその商品の安價なるの餌を以て群島内にも行き渡らしめ、住民は群島の基本たるべき重要な事業に力を用ゐず、金鑛を

發見し採掘するをもなさずして、唯この(支那との交易)に困惑す(後略)と論じた。この文書はフィリッピンとヌエバ・エスパニヤとの貿易上に生じた一大變革に關する甚だ明確な知識を我等に與へる。乃ち一五八〇年前後より以來フィリッピンを經由する支那の物産殊に生絲・絹織物がヌエバ・エスパニヤへ殺到し、エスパニヤ本國より輸出する品質不良の絹織物を始めとして日常品に至るまでがこれと競争し難い程の打撃を與へられ、ヌエバ・エスパニヤよりはこれに易えて多量の銀がフィリッピンに舶載せられた。而して、フィリッピン群島は一種の通過貿易地の觀を呈するまでに見えたといふのである。これらの事情を更に別様に傳へる一五八七年二月八日付のヌエバ・エスパニヤの副王マルケス・デ・ビリヤマンリッケの書翰の如きは、ヌエバ・エスパニヤの商人がエスパニヤ本國商品の保護貿易に反對し、フィリッピンへの航海を私船に委して自由に極東の通商をなし、フィリッピンとの交易を更に増大しやうと希望したところを反映して、官船の航海を私船の航海に代えることを提議した。前引のフィリッピンの司教サラサールの一五八八年の報告に、支那よりフィリッピンへは食糧品のみで一萬ペソの商貨とその他で二十萬ペソ以上の物資が來ると傳へたが、この二十萬ペソの物資がフィリッピンのみに於て消費せられやうとは考へられぬから、その一部が日本へ轉輸され、大部分がヌエバ・エスパニヤへ向ふものと考へねばならぬ。一五八七年二月十三日付のカピタン・バラシオスの副王に呈した一覺書には、エスパニヤ國王が屢々新大陸とフィリッピンとの交易の増進を抑制せんとする勅令を發したがそのうち一五九三年

一月十一日付のものには、ヌエバ・エスバニヤよりフィリッピン群島への通商には毎年三百噸の船二艘が従ひ、ヌエバ・エスバニヤより二十五萬ペソ以上を送ることが出来ないといふことが見えるから、ヌエバ・エスバニヤへは少なくともその頃にはこの程度の金額を遙かに超える輸出額に上つてゐたと知られる。前引一五八六年のペドロ・デ・ローハスの書翰に、毎年三十萬ペソ乃至五十萬ペソの銀が支那人の手に渡ることを報じたが、その銀の大部分をヌエバ・エスバニヤ船載のものとする事が出来る。アントニオ・デ・モルガの述べるところでは、「このフィリッピン・メキシコ間の貿易は甚だ大きく、利益また莫大なり。而して(支那)船の貨物を載せ來りてより、それをヌエバ・エスバニヤに向ふ船に積み出帆するまで僅かに一年中の三箇月を経過するのみなれば、それを取締るは容易なり。それ故に(フィリッピンに在る)エスバニヤ人は(この交易以外の)他の事業に従はざれば、田野に働きて利を收めず、また數多の金鑛山とその洗撰場との事に當らず、また若しこの支那との交易あらずせば(等閑に附する能はざる)多大の収益を伴ふべき諸多の業務を執らざるなり。従ひて、それがために土人の慣はしとして行ひたる業務労働にも多大の損失生ぜしなり。かくして毎年多大の銀は異教人の手に渡りて再びエスバニヤ人に戻らざる」に至つた。換言すればフィリッピンのエスバニヤ人は目前の利にのみ心を惹かれて支那船よりヌエバ・エスバニヤへ出帆する船に積みまでの仲介商人としてのみ生活したから、ヌエバ・エスバニヤより齎らされる銀は殆んどそのまま支那人の手に渡つてフィリッピンの國富は一向に増加しないといふ



のである。而してまた曰く、「ヌエバ・エスバニヤにては生絲の通商最も大なる利あり。フィリッピン・ヌエバ・エスバニヤ間の貿易盛大になりしかばエスバニヤ(本國)よりペルーとヌエバ・エスバニヤとへ輸出する貨物の上にも、またそれに由りて徴收せらるる國王の税にも損失多し。メキシコ及びペルーの商人は、代理人を設けてフィリッピンにて取引するに熱心なれば、エスバニヤ(本國)との交易は熄み、その目的のため多量の銀をフィリッピンに送る。これを以てエスバニヤの諸領土より毎年異教人の手に多量の銀流出するところなれば、ヌエバ・エスバニヤ及びペルーの住人は何人もフィリッピンに於て交易すべからず、また支那の商貨を(直接に)それらの(新大陸の)地方へ渡すべからずとの禁令出でたり。而して、フィリッピンの住人及び滞在者等のみに、自身にてその(支那の)商貨を(ヌエバ・エスバニヤ)に對して交易し輸出するを許さる。但し、この商貨に因る利益のうち、毎年五十萬ペソ以上は現銀にてフィリッピンへ齎らすを許されず。」と。これに因つてエスバニヤ政府がその本國の貿易を保護するため施こした政策が、自らにフィリッピンのエスバニヤ人をして他の事業を省ずしてこの貿易のみに専心せしめた事情が知られると共に、モルガの著はした十七世紀初頭に於ては、フィリッピン、ヌエバ・エスバニヤ間の貿易が一五九一年の頃よりも更に増大してヌエバ・エスバニヤより五十萬ペソの現銀輸送の程度を遙かに超えるものであつたことが理解せられる。乃ち前引の一六〇二年のフライ・ロヨラの覺書に新大陸よりフィリッピンへ毎年二百萬ペソの銀が送られて、その悉くが支那人の手に歸するといふ

ことを聯想する必要がある。またモルガと同じ頃にドン・ファン・デ・シルバの著した「フィリッピン及びテルナテ輸入物報告書」には、「陛下は毎年次の形式にて支那の生絲二百萬（ペソ）を利用せらるべし。乃ち毎年フィリッピンよりヌエバ・エスパニヤへ向ふ諸船と共に、積載量二百噸の一般をしてこの價格に相當する生絲を載みて出發せしめらるべきこと。（中略）結局陛下はこの方法にて毎年フィリッピンより五百六十萬ペソを收得せらるべし。」と見えるところに依つてもフィリッピン、ヌエバ・エスパニヤ間の交易の著しい進歩の程度が更に的確に推知せられる。

以上に説いたところに據つて一五八〇・九〇年代のフィリッピンの貿易が如何にヌエバ・エスパニヤに依存するところが大きかつたか、また他面では支那船のフィリッピン渡航がそれと密接に關聯して重要視せられたかが知られるであらう。我等はかうして十六世紀末に於けるフィリッピンを中心とする國際貿易を考へて來た。この一大通商に日本船の貿易が如何程の干與を有したかは既に明かである。フィリッピン群島にとつてもまた日本にとつてもこの交易が閑却すべからぬ地位にあつたことが確められるに拘らず、支那船のそれに較べれば遙かに下位に就かねばならなかつた。日本船の輸出するものは主としてフィリッピン住民の消費する物資である。而かも支那よりも亦同様の物資が齎らされたから、必ずしも日本船のみの獨占といふことが出來ない。フィリッピンよりの輸入品は主として支那より來た生絲とフィリッピンに産する金・鹿皮等の物資である。乃ちこれを以て見ればこの日本人の貿易は少數のフ

イリッピン住人に對する交易に加へて、間接の支那との交易であつたといはねばならぬ。然るに支那人は一方では生絲・絹織物を始めとしてその他の雜貨に於てフィリッピンの住人にも消費せられるけれど寧ろ大部分がマニラを仲介としてヌエバ・エスパニヤ及び日本に向けられる物と、他方ではフィリッピンの住人の必需品たる糧食物とを船載した。その支那へ積み歸る物は、アントニオ・デ・モルガが「(支那人への)代價は銀及びレアル貨を以て支拂はる。彼等は金及びその他の代償物を欲せず、また支那へ携行せず。」<sup>15)</sup>と述べる如くフィリッピンに産せぬ換言すれば専らメキシコより送られる銀であつた。これを以て、支那人のフィリッピン貿易はその大部分に於てフィリッピンを仲介とするヌエバ・エスパニヤとの通商であり、一部分に於てフィリッピン自體を目的とし、或ひは日本を目的とする間接の通商であるといふことが出来る。而して輸出入品の量に至つても、前に述べた如く一五八〇・九〇年代には支那船が毎年二・三十艘ときに四十艘を以て積載するに對し、日本船は一・二隻乃至三・四艘を以て往來したことを較べればその大きな懸隔が認められるであらう。「一六〇〇年に於けるフィリッピン諸島と日本との間の狀勢」と題する筆者不明の一記録に、總督ドン・フランシスコ・デ・テリヨが徳川家康に宛て、毎年日本よりの渡航船は四艘に制限せられたい、フィリッピンの需用する食糧品を充すにはそれだけて充分であるといふことを書き送つた<sup>16)</sup>との消息があり、また一六〇二年六月一日付の總督ドン・ペドロ・デ・アクリニヤの徳川家康へ宛てた書翰<sup>17)</sup>、同じく寺澤廣高へ宛てた書翰<sup>18)</sup>には毎年日本より船六艘の渡

航に制限せられたいとの提案が見られる。勿論日本船の掠奪を防止するためにこの制限が提案せられたことは明かであるが、而かも我等はそれに據つて日本船の輸出する物資の量の限度を略々推定し得るものと考へるのである。

- 一' Morga-Retana, p. 219.
- 二' A. de I., 67-6-18; Pastels, II, p. 330.
- 三' A. de I., 18-1-22; Pastel s, II, p. 316.
- 四' Morga-Retana, p. 217.
- 五' 小葉田淳氏。比律賓の金銀（南方土俗ニノニ pp. 36, 37）
- 六' この三齋は前註小葉田氏の論文に就て見られたる。譯れり Blair & Robertson, IV, p. 269, X, p. 179, XII, p. 59. 之據るも  
のりなり。
- 七' Colin-Pastels, III, p. 218.
- 八' Blair & Robertson, X, p. 179.
- 九' A. de I., 67-6-18; Pastels, III, pp. 115-116.
- 十' A. de I., 1-1-2/24; Pastels, III, pp. 116-117.
- 十一' A. de I., 105-2-11. T<sup>e</sup>. D. D. Z<sup>e</sup>. t. 70, 71; Pastels, III, p. 153. 所引.
- 十二' Morga-Retana, p. 221.
- 十三' Ibidem, p. 216.
- 十四' Colin-Pastels, III, p. 218 note.

一五九〇年以前に於ける日本フィリッピン間の交通と貿易（岡本）

十五、Ibidem, p. 218.

十六、A. de I., 67-6-19; Colin-Pastels, II, p. 340.

十七、A. de I., 67-6-19; Colin-Pastels, II, p. 340.

十八、村上博士著異國往來文書集 p. 186.

附言

フィリッピン群島と支那及びヌエバ・エスピニャとの通商は本稿の目的ではないから簡略に述べたに過ぎない。別の機會を以て特にそれに関する詳細な研究をなしたいと考へる。

追言

本稿第一節所引の拙著十六世紀日歐交通史の研究は本誌刊行以前に出版の筈であつたから引用したが、印刷が後れてゐるので恐らくこれには間に合はぬやうである。本稿起草のときにはこの豫定ではなかつた。校正に際し一言辯解を加へて、讀者の寛恕を請ひたい。著者謹白。